

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成28年3月9日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

3月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査-----	3
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員、木村勝彦委員、藤浦雅彦委員）	
散会の宣告-----	61

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年3月9日(水) 午前9時57分 開会
午後4時17分 散会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 藤浦雅彦 委員 木村勝彦
委員 中川嘉彦 委員 弘 豊

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生 同部次長 土井正治
都市計画課長 江草敏浩 同課参事 小寺健二郎
公園みどり課長 竹下博和 建築課長 寺田満夫
土木下水道部長 山口 繁 同部次長兼道路管理課長 山本博毅
同部参事兼下水道業務課長 野村眞二
道路交通課長 永田 享 下水道事業課長 樫本宏充
水道部長 渡辺勝彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹 同局書記 川原 恵

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成28年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第 5号 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第12号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 2号 平成28年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
所管分

(午前9時57分 開会)

○野原修委員長 ただいまから、建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

年度末、何かとお忙しいところ本日は建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。一旦、退席をさせていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

山口土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 おはようございます。

それでは、議案第1号、平成28年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせてい

たきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料では、節1水路使用料は、大阪ガス株式会社などの法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料では、節1道路使用料は関西電力株式会社などの道路占用料でございます。

節4駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

32ページ、項2手数料、目1総務手数料では、節1総務手数料のうち、下から4行目の諸証明手数料は道路幅員証明手数料でございます。

目2衛生手数料では、節5し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料でございます。

目3農林水産業手数料では、節2明示手数料は水路敷地境界明示手数料でございます。

34ページ、目4土木手数料では、節1明示手数料のうち、上から1行目の道路敷地境界等明示手数料と、3行目の自転車・自動車駐車場明示手数料、4行目の道路敷地謄本交付手数料でございます。

38ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金では、節1地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金、節2道路橋りょう費補助金は橋りょう耐震補強、道路舗装、橋りょう修繕及び橋りょう点検に係る社会資本整備総合交付金でございます。

46ページ、款15府支出金、項2府補助金、目3衛生費府補助金では、節2権限移譲交付金のうち、2行目の環境センター

分は浄化槽の設置に関する届出受理などの事務の権限移譲に伴います交付金でございます。

目6 土木費府補助金では、節2 地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

48 ページ、項3 委託金、目2 土木費委託金、節1 土木管理費委託金では、河川環境整備工事委託金及び自転車等移動保管業務委託金でございます。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入では、節1 土地建物貸付収入のうち、上から2行目、道路交通課分は摂津交通安全自動車協会への土地貸付収入でございます。

56 ページ、款19 諸収入、項4、目2 雑入では、節1 雑収入のうち、下から4行目の水みどり課分、58 ページ、上から1行目の道路管理課分から、7行目の道路交通課分にかけて、電力売却収入、有線音楽放送施設に係る道路及び水路の占用料相当額支払金、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

130 ページをお開き願います。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費では、節9 旅費は、し尿処理事務などに係る普通旅費でございます。

134 ページ、目3 し尿処理費では、その主なものとしまして、節11 需用費は、し尿収集に係る消耗品費、修繕料などがございます。

節13 委託料は、し尿収集運搬に係る委託料などがございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、し尿及び浄化槽汚泥の処理負担金でございま

す。

節22 補償、補填及び賠償金は、し尿汲み取り世帯数の減少に伴うし尿収集業者への補償金でございます。

138 ページ、款5 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節8 報償費は、地元農業関係者による水路の樋守及びゲートの管理にかかる報償金でございます。

節11 需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料などがございます。

節13 委託料は、河原樋ポンプ場ほか1件の管理業務委託料でございます。

節15 工事請負費は、農業水路に係る用水側溝の改良工事費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区負担金などがございます。

142 ページ、款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費では、その主なものとしまして、144 ページ、節13 委託料は、道路施設の維持管理にかかわる土木維持作業業務委託料などがございます。

節28 繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目2 交通対策費では、その主なものとしまして、節11 需用費は、交通安全啓発事業に係る消耗品費及び道路反射鏡定期修繕事業に係る修繕料などがございます。

節13 委託料は、駐車場管理委託料、交通指導業務委託料、放置自転車等対策指導委託料、公共施設巡回バス運行管理業務委託料などがございます。

節15 工事請負費は、道路反射鏡の設置、交差点の改良など、交通安全対策工事の事業費でございます。

146 ページ、節19 負担金、補助及び交付金では、市内循環バス運行補助金など

でございます。

続いて、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節8報償費は、道路あいしょう設置に係る報償金でございます。

節13委託料は、千里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料、都市再生地籍調査業務委託料及び現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などがございます。

節18備品購入費は、道路維持作業に使用する軽ダンプトラックの購入費でございます。

目2道路維持費では、その主なものとしまして、節11需用費は、道路管理に係る維持管理経費などがございます。

節13委託料では、その主なものとして、市内環境維持業務委託料、橋梁点検業務委託料及び148ページ、橋梁修繕実施設計委託料などがございます。

節15工事請負費は、道路維持工事の事業費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、建築基準法に基づいて中心後退部分が発生する、狹隘道路の拡幅整備への助成金でございます。

目3交通安全対策費では、その主なものとしまして、節13委託料は、道路改良事業に係る用地測量委託料などがございます。

節15工事請負費では、交通安全対策工事の事業費でございます。

項3水路費、目1排水路費では、その主なものとしまして、節11需用費は排水路施設の光熱水費、修繕料などがございます。

150ページ、節13委託料では、その

主なものとしまして、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料、ポンプ場施設等維持管理業務委託料などがございます。

節19負担金、補助及び交付金では、番田水門設置に伴う内水対策事業の建設負担金、府営まちづくり整備事業として大阪府が実施した番田水路の樋門改修などの事業償還金負担金及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

162ページ、款8、項1消防費、目3水防費では、その主なものとしまして、節11需用費は水防事業に係る消耗品費でございます。

164ページ、節16原材料費は、水防資材の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合に対する負担金及び安威川ダム建設にかかる安威川ダム水特法第12条に基づく負担金などがございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、14ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料では、節1水路使用料は、年度末見込みにより増額となるものです。

16ページ、目5土木使用料では、節1道路使用料は年度末見込みにより増額となるものがございます。

節4駐車場使用料は、年度末見込みにより減額となるものがございます。

項2手数料、目4土木手数料では、節1明示手数料は自転車・自動車駐車場明示手数料が年度末見込みにより減額、道路敷地膳本交付手数料が年度末見込みにより増額となるものです。

18ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金では、その主なものとしまして、節1地籍調査費補助金は都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

節2道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金の確定により、橋りょう耐震補強、道路舗装に係る補助金が減額及び橋りょう修繕、橋りょう点検に係る交付金が増額となるものでございます。

20ページ、款15府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金では、節2地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

項3委託金、目2土木費委託金では、節1土木管理費委託金は、河川環境整備工事委託金、自転車等移動保管業務委託金が確定したことにより増額となるものでございます。

24ページ、款19諸収入、項4、目2雑入、節1雑収入のうち、上から7行目より、道路管理課所管分の損害賠償保険金は、道路管理瑕疵事故に伴う全国市有物件災害共済会の保険金が増額、公用車売却料は公用車廃止に伴う売却料が増額となるものでございます。

10行目より、道路交通課所管分は、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金の年度末見込みにより減額となるものでございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明

申し上げます。52ページをお開き願います。

款4衛生費、項2清掃費、目3し尿処理費では、節13委託料は、し尿汲み取り及び浄化槽台帳のシステムの保守点検委託料が確定したことにより減額となるものでございます。

節22補償、補填及び賠償金は、し尿汲み取り世帯の減少に伴う収集業者への補償金が確定したことにより減額となるものでございます。

56ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費では、その主なものとしまして、節28繰出金は公共下水道事業特別会計繰出金が年度末見込みにより減額となるものでございます。

目2交通対策費では、その主なものとしまして、節11需用費で消耗品費などの年度末見込みにより減額となるものでございます。

節13委託料は、駐車場管理委託料の年度末見込み、また、放置自転車等移動委託料が確定したことなどにより減額となるものでございます。

節15工事請負費は、交通安全対策工事の年度末見込みにより減額となるものでございます。

58ページ、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13委託料は千里丘駅前広場管理委託料などが年度末見込みにより減額となるものでございます。

目2道路維持費では、その主なものとしまして、節13委託料は、橋梁点検業務委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。

節15工事請負費は、道路維持工事の年度末見込みにより減額となるものでござ

います。

目4交通安全対策費では、その主なものとしまして、節1.3委託料は、設計委託料が確定したことにより減額となるものがございます。

節1.5工事請負費は、交通安全対策工事が確定したことにより減額となるものがございます。

項3水路費、目1排水路費では、その主なものとしまして、節1.1需用費は、ポンプ更新費用の年度末見込みにより減額となるものがございます。

節1.3委託料は、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料が確定したことにより増額、ポンプ場設備保守点検委託料が確定したことにより減額となるものがございます。

節1.5工事請負費は、排水路改修工事ほかの工事費の年度末見込みにより減額となるものがございます。

節1.9負担金、補助及び交付金は、安威川左岸ポンプ場維持管理負担金が確定したことにより増額となるものがございます。

64ページ、款8、項1消防費、目3水防費では、その主なものとしまして、節1.9負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合負担金が確定したことにより減額となるものがございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

それでは、議案第1号、平成28年度摂津市一般会計予算所管分のうち、都市整備部にかかわります部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明を

させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の30ページをお開き願います。

款1.3使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節3公園使用料は、関西電力株式会社の電柱などの公園占用料でございます。

次に、34ページをお開き願います。

項2手数料、目4土木手数料、節1明示手数料のうち、上から2行目、都市計画道路敷地境界明示手数料及び、上から4行目の公園明示手数料でございます。

節2都市計画手数料は、用途地域証明など、諸証明手数料でございます。

節3開発申請等手数料は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に関する事務にかかわる開発許可等手数料、開発不要証明手数料及び開発登録簿写発行手数料でございます。

次に、38ページをお開き願います。

款1.4国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費補助金は、耐震診断補助金、耐震改修補助金及び耐震化計画策定補助金でございます。

次に、46ページをお開き願います。

款1.5府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金、節1都市計画費補助金は、その内訳といたしまして、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府自然環境保全条例事務取扱交付金及び府特定設備等安全確保条例交付金でございます。

節3権限移譲交付金は、大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく移譲事務交付金でございます。

次に、48ページをお開き願います。

項3委託金、目2土木費委託金、節2都市計画費委託金のうち、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委

託金、都市計画基礎調査委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

次に、52ページをお開き願います。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金、節1緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、56ページをお開き願います。

款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、下から6行目からになります。が、都市計画課の都市計画図売却収入及び、一番下の行の建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の150ページをお開き願います。また、あわせまして予算概要の92ページから94ページにかけてもご参照願います。

それでは、款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費では、節1報酬は、緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

節7賃金は、臨時職員賃金、緑化推進員賃金、建築嘱託員賃金及び都市計画業務補助嘱託員賃金でございます。

節8報償費は住宅・建築物耐震改修促進計画更新に係る有識者懇談会の報償金でございます。

次に、予算書の150ページから152ページにかけてまして、節9旅費、節11需用費は、事務執行にかかわる経費でございます。

節12役務費は、公用車両の購入に伴う自賠責保険料でございます。

節13委託料は、GISシステム保守管理委託料、地形図修正図化委託料、耐震改修促進計画更新委託料及び摂津市開発許可・確認経由管理GISシステム構築委託

料でございます。

節14使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

節18備品購入費は、ドキュメントスキャナの購入に係る庁用器具費及び公用車両の購入にかかわる機械器具費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金及び大阪府都市計画協会負担金ほか7件の負担金でございます。

節27公課費は、公用車両の車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、目2街路事業費では、節1報酬、節8報償費は都市景観事業に伴います。都市景観まちづくり審議会委員報酬及び都市景観アドバイザー委員会の報償金でございます。

次に、予算書152ページから154ページにかけてまして、節9旅費、節11需用費、節12役務費は、都市景観事業における事務執行にかかわる経費でございます。

節13委託料、節14使用料及び賃借料は、都市景観事業の市制施行50周年記念企画にかかわる事務執行経費でございます。

続きまして、予算書154ページとあわせまして、予算概要96ページをご参照願います。

目3緑化推進費では、その主なものとしたしまして、節16原材料費は、花いっぱい活動に対する助成を初め、市内花壇などの育苗用の肥料、土、樹木などの購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会補助金でございます。

続きまして、目4公園管理費では、その主なものとしたしまして、節11需用費

は、都市公園などの光熱水費及び修繕料でございます。

節13委託料は、都市公園など、施設の機能維持を図るための公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料、公園台帳作成委託料及び公園等日常点検業務委託料でございます。

次に、156ページをお開き願います。

節16原材料費は、都市公園などの維持管理に係る砂場の砂、板材などの補修用材料費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理していただいております団体に対する管理補助金でございます。

節27公課費は、公用車両の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上、平成28年度一般会計予算の内容に関する補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節3公園使用料は、公園の占用件数が増加したことにより増額いたすものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費補助金のうち、新在家鳥飼上線道路整備費に係る社会資本整備総合交付金耐震診断補助金、耐震改修補助金及び耐震化計画策定補助金は、補助申請件数及び補助金の確定に伴いまして、減額いたすものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

款15府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金、節1都市計画費補助金における耐震診断補助金及び耐震改修補助金は、補助申請件数の確定によりまして増減を精査いたしたものでございます。

次に、歳出でございますが、60ページをお開き願います。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費では、節1報酬は都市計画審議会の事務執行に係る経費が確定したことによりまして減額いたすものでございます。

節7賃金は、都市計画業務補助嘱託員賃金を精査したことにより減額いたすものでございます。

節9旅費、節11需用費は、事務執行にかかわる経費を精査したことによりまして減額いたすものでございます。

節13委託料のうち、工事積算システム構築委託料は、執行差金により減額いたすものであります。

PCB廃棄処分委託料は、事務執行の見込みがないことにより減額いたすものであります。

また、耐震改修促進計画更新委託料は、執行差金により減額いたすものでございます。

節14使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料の事務執行に係る経費を精査したことによりまして減額いたすものでございます。

節18備品購入費は、OA機器管理事業における庁用器具費が確定したことによりまして減額いたすものでございます。

節19負担金、補助及び交付金における摂津市既存民間建築物耐震診断補助金及び耐震改修補助金は、補助申請件数の確定

によりまして減額するものであります。

J R千里丘駅橋上通路整備負担金は、橋上通路の管理に関する協議が整わないため、事務執行の見込みがないということで減額いたすものでございます。

次に、項2街路事業費では、節1報酬、節8報償費は都市景観事業における事務執行にかかる経費が確定したことによりまして減額いたすものでございます。

節12役務費は、新在家鳥飼上線道路整備事業における不動産鑑定手数料等に係る事務執行の見込みがないということで減額いたすものでございます。

節13委託料のうち、物件補償算定等委託料は、新在家鳥飼上線道路整備事業における事務執行に係る経費を精査したことによりまして減額いたすものでございます。

節17公有財産購入費は、新在家鳥飼上線道路整備事業における土地購入費が確定したことによりまして減額いたすものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、都市景観形成活動助成金は、申請件数の確定により減額いたすものでございます。

節22補償、補填及び賠償金は、新在家鳥飼上線道路整備事業における物件移転等補償費の確定によりまして減額いたすものでございます。

次に、目3緑化推進費では、節18備品購入費は、既存図書で対応したことによりまして減額いたすものでございます。

次に、62ページをお願い申し上げます。

目4公園管理費では、節13委託料は、公園管理委託料、公園遊具点検業務委託料及び公園台帳作成委託料の執行差金により減額いたすものでございます。

以上、平成27年度一般会計補正予算の内容に関する補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、幾つか質問をさせていただきます。

私は、この建設常任委員会の予算は初めてですので、細かい点、重複している内容だとか所管が違っていたりするかもわかりませんが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

まず、道路管理課、OA機器管理事業ですが、平成27年度の予算では、27万3,000円だったのが、平成28年度、22万9,000円になっています。書いてある内容を見てますと、PC7台、プリンター4台、同じであるような気がします。この違いについてご説明いただきたいと思ひます。

次に、道路管理課、土木維持作業業務委託料ですけれども、平成26年度、5,000万円、平成27年度、5,450万円、平成28年度、6,170万円と毎年増加傾向にあります。道路というのは、いろいろ管理の仕方によっても違ひますけれども、これが徐々に毎年増えていくのか、どういふふう認識されているのかお教えいただきます。

それと、これは予算から拾えなかったんですけど、道路管理事業だと思ひんですけど、防犯灯だとか道路照明が摂津市内いろいろ管理されていると思ひますけれども、それは今、電力が少ないLEDになっているのかどうか。何基ぐらい今そういうふう

に整備を進めているのか、もしわかれば、お教えいただきたいと思います。

工事請負費、道路維持工事も平成26年度、1億7,200万円、平成27年度、1億6,800万円、平成28年度、2億2,600万円になっております。補正で1,100万円ぐらい減額されていますし、総合交付金も減額されています。そういう中で、平成28年のその予算はかなり増額になっていますので、何か執行ができなかったのか、その辺の内容をお教えいただければと思います。

次に、道路交通課の交通安全啓発事業は、平成26年度、576万4,000円、平成27年度、530万円、平成28年度、510万6,000円と、毎年少しずつですが、これは金額が減っています。去年の6月1日に改正道路交通法が一部施行されて、自転車のマナーについて、子どもたちや高齢者の方に自転車の安全性だとか、そういうのをもっともっと啓発していかなきゃいけないんじゃないかなという中で、この金額が徐々に減っているというのは、何か逆行しているように思います。その辺のお考えをお教えいただければと思います。

次も、道路交通課、交通安全啓発事業ですが、近年の摂津市内での取り締まりなどの件数、わかれば傾向、また、去年、道路交通法が改正されて、違反を繰り返す自転車の運転者に自転車運転講習が義務づけられましたけれども、今、摂津市内ではどういうふうな事例があったのか、件数だとか、もしそういうことがあれば、お教えいただきたいと思います。

これも道路交通課なんですけど、交通安全推進協議会補助事業ですが、毎年115万5,000円補助されています。この内

容を教えてくださいと思います。

次に、交通安全推進事業ですが、これも前年度より少し減額になっています。平成26年度、643万円、平成27年度、643万円、平成28年度、609万円、これは多分ラインだとか、そういうふうなものだと思うんですけども、いつできたかわからないですけど、モノレールの南摂津駅前に、つい最近通ると、道路上に自転車のマークなど、あれは本当にすごいなと、もっとPRしてほしいなと思ったんですけど、さりげなくマークがあったんで、ありがたいなと思っております。

去年の自転車の道路交通法の改正で、自転車のマナーが厳格化され、自転車の利用者に負担をかけることばかりになると思います。ですので、走りやすい環境を整備するのが行政の使命だと思います。現在の金額で見ると、状況に逆行しているように、これも思います。ちょっと予算の内容が違ってたら申しわけないんですけど、その予算が減額になっているその理由、それと、これから自転車の専用道とは言わないですけども、そういうふうな明示なり、自転車の方々が走りやすい、そういうふうな整備環境をどう捉えているのか教えてくださいと思います。

次に、道路交通課の違法駐車追放事業ですけども、これも平成26年度、600万5,000円、平成27年度、600万5,000円、平成28年度、818万5,000円と、去年に比べては約220万円ほど増えています。この交通指導業務委託料の内容を教えてくださいと思います。

これも、道路交通課ですけども、交通安全という観点から関連質問なんですけれども、正雀の駅前の道路はアンダーパスというんですか、朝7時から9時まで車両

通行が禁止されています。しかし、現状はそれを守らず通行している車両をかなり多く見かけます。さらに悪質な場合は、バイクが逆行してきたりすることもあります。今、明示されているのは、路上に大きく書いてあるだけですけれども、横断的に上のほうに、そういうふうに通禁とかいうのを書けないものか。それは警察の方々と協議して、何とかしていただきたいなと思います。警察の方もたまに立って指導されているんですけれども、焼け石に水のように思っていて、もし、それが現実問題、やっぱり本当に危ないんで、できないのであれば、お金かかりますけれども、ガードマンを立たすとか、抜本的な解決が図れるまで、そういうふうなところにお金をかけるのが、本当に必要なところにお金を投資する、まさにこれは必要なところじゃないかなと思うんで、そういうお考えをお教えいただければと思います。

次に、土木総務費の償還金、利子及び割引料ですけれども、平成27年度、20万円、平成28年度、10万円となっています。過誤納還付金で、自転車の駐車場の定期利用者が解約された場合の還付金だと思えるんですけれども、この数字から、これからどのようなことが読み取れるのでしょうか。来年度は今年度より解約される方が少ない、すなわち落ちついているということなんでしょうか。その辺の認識をお教えいただければと思います。

次に、放置自転車等対策事業、これも放置自転車等対策指導委託料ですけれども、平成26年度、1,267万6,000円、平成27年度、1,303万7,000円、平成28年度、1,328万8,000円となっております。どういう方々が、どういうふうにしてお仕事をなされているの

か。これも内容を詳しく教えていただければと思います。

次に、公共交通整備事業ですけれども、平成28年度は19万4,000円となっておりますが、平成27年度、18万1,000円、平成26年度、96万8,000円と、平成26年度は近鉄と京阪バスのシステムの補助金で額が張ってるのかなと思いますけれども、市民の利便性を考えたとき、ここの予算というのがもっともとお金をかけてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の認識をお教えいただければと思います。

次に、市内循環バス運行補助事業、運行補助金が平成26年度、1,000万円、平成27年度、1,200万円、平成28年度、1,200万円となっております。乗降客数について、循環バスが正雀の駅前に乗り入れする運行ルートの影響を含めたこの事業の問題点などあれば、お教えいただきたいと思えます。

次に、公共施設巡回バス運行事業、運行管理業務委託料、これも平成26年度、1,291万3,000円、平成27年度、1,453万3,000円、平成28年度、1,440万円と推移しております。前回委託料が増額になったのは、平成24年4月に関越自動車道で高速バス居眠り運転の事故で7人の乗客が亡くなられたことかと思えます。この事故がきっかけで国土交通省のほうから料金の新制度を確立する指導があつて、新料金制度に変わったと認識しております。そう考えると、あつてはならないことですが、ことし1月15日の軽井沢スキーバス転落事故、バスの乗務員2人を含む15の方が亡くなられました。これにより、また国土交通省からの指導なり何かあるのか、現状をどういうふうにか

えられているのか。摂津市では、どのように乗務員の安全を担保しているのか、お教えいただきたいと思います。

次に、道路交通課、自転車等移動保管料は、年々自転車、バイクの台数が減少していることだと思うのですが、今後の見通しと、管理するには基本的には固定費はかかると思うんですけれども、弊害はないのか、お教え願います。

次に、道路交通課、同じく自転車等鉄屑処分料金も年々減ってきています。鉄の買い取り価格の問題もあるかもしれませんが、台数の減少によることだと思います。これも先ほどの保管料と一緒になんですけれども、管理費は今まで同じで収入だけが減っていく。何か抜本的な対策を講じていかなきゃいけないんじゃないかという、その認識を同じくお教えいただければと思います。

次に、道路交通課の放置自転車対策協力は、平成27年度、平成28年度とも、172万3,000円となっております。これは、パークシティマンションの対策費と理解していいのでしょうか。これは、これからずっと同じように続いていくのか、お教えいただければと思います。

次に、道路交通課、電力売却収入ですけれども、この3年間同額の13万2,000円となっております。どのようなもので、もっと金額を上げることはできないのでしょうか。要するに、電力収入を上げることはできないかということなんですけど、4月から電力の完全自由化が始まります。それに対してもうちょっと収入が増えればいいなということの認識です。自由化に対しての道路の電力の売却に対して、どういう認識かお教えいただけたらと思います。

次に、建築課、耐震改修促進計画更新委託料ですけれども、内容と平成27年度、280万円、平成28年度、146万3,000円と約半分に減額されています。その理由もお教えいただければと思います。

また、関連質問で教えていただきたいのですけれども、旧味舌スポーツセンターの耐震工事が来年度から始まります。耐震化工事の概要、スケジュールなどわかれば教えていただきたいのと、また、ことしの2月15日から急に閉館、使えなくなるというふうな通達が来ました。その経緯と、また4月から6月当分の間はグラウンドは工事するまで暫定利用できるというふうに聞いておりますけれども、工事が始まると、耐震化工事でグラウンドを目いっぱい占領してしまうのでしょうか。グラウンドを工事しながら使用できないのでしょうか。できるだけ市民の利用者のことを考えてグラウンドを使用できるように考えていただければと思います。その辺の認識をお教えいただければと思います。

次に、平成28年度、市政運営基本方針の中で安威川以南での総合体育館整備の基本構想、基本計画をうたわれております。先の代表質問でいろいろな方が質問されておりましたが、改めて防災機能を備えた体育館を造るということですが、普通の体育館、通常の体育館と比べて単純にやっぱり割高になるのでしょうか。

それと、安威川以南でということを考えてみると、防災という観点から考えると、防災ハザードマップから見ると、いざ洪水だとか浸水になったとき、防災ハザードマップを見ると、鳥飼地域は結構きつところがあるように感じるんですけれども、その辺の工事にどういうふうな処置が考えられるのか、お教えいただければと思います。

次に、水みどり課、公園維持管理事業ですけれども、年々増加の傾向になっていると思います。増加の内容と、これは教えていただきたいんですけど、防災公園というふうに、近年よく言われますけれども、通常の公園とどう違うのか。防災公園というのは国や自治体の何か定義があるのか、それをお教えいただければと思います。

次に、また水みどり課、電気機関車等公開事業の修繕料2,982万1,000円となっています。これは、先日、新聞やマスコミにも取り上げられたように、塗装の費用のことだと思います。大規模修繕ということですが、もっと市民の方や他市の方に摂津に来ていただくためにも、今後予算をつぎ込んで、0系新幹線の見せ方、展示の仕方、新幹線公園の整備計画など、お考えがあるのか、お教えいただきたいと思えます。

あと、水みどり課、トイレレンタル料とありますけれども、毎年10万円支払っているように思うんですけども、それならば、単純なことですけれども、買い取りしたほうがコスト削減にならないのか、お教えいただけます。

これも、水みどり課ですけれども、緑化推進費という科目がありますが、具体的にこれは自分の思いですけど、緑化につながっているのでしょうか。私は、以前、緑化について一般質問させていただきましたけれども、いろんな取り組みをされているというのは、緑の基本計画というのでもわかるんですけども、実感できる緑化の取り組み、本当に緑が増えたな、いいまちだなというふうな取り組み、この緑の基本計画の中のこれに一番力入れるんだと。こうしたら緑は増えるんだという何か熱い思いでもあれば、具体的な施策なりをお教えい

ただければと思います。

あと、建築課、特定空家対策事務事業が新規で10万円ついています。先の代表質問でもありましたが、私が聞き取った範囲では、空家が4万2,000戸、全体の13.8%あるのにすごい数字だなということに、私はまずびっくりしました。また、管理問題で81件の苦情があり、25件が解決したとお聞きしました。まず、この空家対策の担当、責任部署は建築課でいいのでしょうか。国の方針がはっきりしないから担当部署が決まらないのかなというふうにも感じるのですけれども、この10万円で逆に空家対策事業の何をどういうふうにするのか、お教えいただければと思います。

なかなか所有者不明や相続の問題が難しいという答弁もあって、費用が発生するので、解決は難しいと思えますけれども、今後、摂津市としてこの空家対策に対する意気込みというんですか、進めていく決意というか、方向性をお教えいただければと思います。

これも建築課、耐震改修補助金ですけれども、過去3年60万円計上されています。この問題も、私は以前一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、市民の安心・安全、いざというとき命に直結する問題です。できるだけその耐震改修をやっていただいて、安全を確保していただきたいという思いですけれども、当然、目標は摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進を進めていただいていると思えますけれども、費用の問題だとか、目標に達しておらないという答弁が幾つかあったと思います。再度、今のこの状況、これからどういうふうに進めていくのか、お教えいただきたいと思えます。

次に、橋梁延命化ですけれども、毎年事業費で8,000万円から1億円ぐらいかかっております。これは今後とも事業は橋が存続する限りずっと続いていくものなのではないでしょうか。何か対策だとか、どういうふうに優先順位をつけてやっていかれるのか、お教えいただきたいと思ひます。

次に、項目じゃないんですけど、大きな道路政策について、お話させていただきたいと思ひます。

去年11月、近接している吹田市内でららぽーとエキスポシティがオープンしました。全305店舗のららぽーとエキスポシティと8つの大型エンターテインメント施設が一堂に会したエンターテインメントとショッピングを融合した大型複合施設ができました。中には水族館もあります。敷地面積は約17万平方メートルで、甲子園球場が4つ以上入る広さとなっております。開業後は、年間1,700万人の来場を見込む日本を代表する巨大レジャー施設です。

また、市立吹田サッカースタジアム、ガンバスタジアムが万博に先月開場しました。まず、このような施設ができることにより、摂津市内の市道、府道、国道、高速道路インター部分を含め、何か渋滞対策などを講じられておられたのか。当初予想と現在の状況と比較して摂津市の市道に与える影響と認識をお教えいただきたいと思ひます。

次に、十三高槻線ですけれども、私は正雀に住んでいますので、ほぼ毎日この十三高槻線を横切ったり、利用したりします、自転車ですけれども。摂津市の区域分というのは、完成してきれいになったと喜んでいるんですけれども、まだ吹田市の部分はまだまだ時間がかかりそうなように思ひ

ます。大阪府の事業なので、摂津市としては、なかなか歯がゆい部分があるかもわかりませんが、現在の状況、何がまだ問題になっているのか。今後のタイムスケジュールを教えてくださいと思ひます。

次に、吹田操車場跡地のまちづくりについてですけれども、摂津市の土地の部分で約3棟824戸の住宅マンションができるというふうに伺っています。大体1戸3人家族とすると、2,000人から2,500人の人口が増える計算になります。もし、その住民で小学生なら、千里丘小学校、中学生なら摂津三中の学校区になると聞いておりますけれども、果たして、児童・生徒が安心安全に学校に通えるのでしょうか。そのために、どのような歩道、道路の環境整備をお考えなのか、通学路として、どういうふうに整備していくのか、お教えいただきたいと思ひます。

次に、一津屋の交差点ですけれども、基本的にはいつも大渋滞していると思ひます。何とかならないのかなと思ひます。鳥飼地域の方には、主に大阪市内に出ていくときには、千里丘、阪急摂津市駅、そちらのほうに安威川を越えて行きます。ですので、鉄道が鳥飼にはありません。ここでなぜ鉄道、地下鉄が摂津に、鳥飼にないのか。ちょっとお話しさせてもらいたいと思ひます。まず、大阪市営地下鉄2号線、谷町線延伸ですが、当初、大日、鳥飼、そして高槻まで延伸する約14キロの構想だったと思ひます。1971年に都市交通審議会の答申もあって、直近では平成16年10月の近畿地方交通審議会答申第8号で夢が消えてしまったと思ひます。それに伴って、近隣市町村との連絡協議会も解散してしまったと聞いております。同じ

く、大阪市営地下鉄8号線今里筋線、北進ですが、井高野からJR東海道線岸辺駅付近に延伸する構想があり、さらに、モノレールの万博記念公園駅のほうに行くという考えもあるというふうに聞いております。これは、今里筋線の北端の井高野駅から3本の都市計画道路、井高野大道線、井高野町線、豊中岸部線の地下を通り、阪急正雀駅付近を通り、JR東海道線岸辺駅付近に至るルートが考えられております。現在は岸辺駅付近からさらに北へ延伸して、万博記念公園駅に隣接することも考えられております。これは吹田市が中心に、2006年から5年間計画で基礎調査を実施しています。このような答申が国土交通省からあり、近隣市町村と協議会を立ち上げていっても無駄ということで解散になったと私は理解しています。でも、平成16年に国土交通省の答申が出て12年経過しています。ちなみに次の近畿圏における望ましい交通のあり方について、近畿2府4県を対象に、鉄道サービスの改善、向上の答申はいつ発表されるのでしょうか。発表されてから動き出したのでは遅いのではないのでしょうか。つい先日、報道発表で大阪市交通局が地下鉄民営化で増収90億円などというふうな見出しが躍っていました。大阪市は摂津市と隣接している大事なまちです。地下鉄民営化プランによると、市が100%出資する新会社は不動産取得やホテル経営も可能だといわれます。要するに民間ですから、もうかるところには投資をするということになると思います。摂津市も魅力があれば、投資や延伸が今までより具体性が増すと期待できるのではないのでしょうか。余り言うところ管が違ふというふうになるので、これぐらいにしておきますけれども、何かしら摂津市、

鳥飼地域に鉄道が必要だと思うんです。しかし、現状地下鉄もなく、市民の方々には、鳥飼の方々には不自由を被っています。総合評価でも満足度は極端に低いです。このようなことから、鳥飼の地域の方々には公共交通機関のバスを利用しています。もちろん乗用車も。よく言われますが、鉄道がないのは仕方がない、諦める。そのかわりにバスを利用して、阪急摂津市駅やJR千里丘駅に行くのに時間が読めるようにしてほしいという声がよく聞こえます。今までいろんなご努力をしてこられてきているのは重々承知しております。いろんな先生方がいろんなことで取り上げられているのもわかりますけれども、過去の経緯、それを踏まえてこの一津屋の交差点は何かかならないものなのか、今後の見通しについてお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○野原修委員長 中川委員、味舌スポーツセンターで体育館の改修、これの所管は文教になります。それと今の鉄道の件も予算から離れてますけど、一津屋の交差点の改良とか、その辺のここの考え方を聞くという形で答弁を求めます。

寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、建築課にかかわります3点、中川委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、耐震改修の計画更新の委託料、これについて平成27年度の補正と平成28年度の当初のほうと見比べまして、半分近く減ってるじゃないかというご指摘でございますが、こちらにつきましては、昨年3月に2か年の債務負担行為をいただいております、平成27年度と平成28年度、この2か年にかけて、耐震改修の計画の更新を今現

を進めているところでございます。平成27年度に委託業者の選定をいたしまして、その落札差金がございましたので、平成27年度分に相当する部分につきまして、減額補正とさせていただいたところでございます。残りの平成28年度分につきましては、当初予算のほうに計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、2点目の特定空家対策事務事業ということで、先の代表質問の中でも質問がございましたが、この特定空家対策事務事業と申しますのが、何を根拠としておられるのかということでございます。

まず、先ほどご質問の中でもございました本市の世帯総数、それと住宅総数、それと空家率ということの内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、世帯総数が約4万2,000世帯でございます。そのうち、住宅総数が約3万6,000戸でございます。これ差し引きいたしますと、約5,800戸が空家ということで存在しているということで、これは空家率ということで13.8%というような推計が、これは平成25年に行われております国の総務省でございますが、住宅土地統計調査の中で推計値というかたちででございます。

その中で、現在、苦情対応で実施をされておりますのが、これは自治振興課の窓口で苦情を受け付けられて、この発生事案が建築物のことばかりではなしに、どちらかといいますと、ごみの発生、それから、雑草の繁茂、防災・防犯は窓ガラスが割れていたりだとか、外壁、それから瓦がすれ落ちてたりだとかするような事象、そういうようなもろもろ、市の庁内で関係各課が非常に多岐にわたるというところがございまして、なかなかそれぞれの事務分掌にス

トレートに入っていないようなところもございまして、なかなかちょっと苦情対応がしづらかったという部分がございまして、それを受けまして、庁内で横断連携するような形のを今後庁内の中で協議をする中で構築をしていきたいということでございます。

この苦情対応等のレベルと、平成26年11月に新たに国のほうで、空家等対策の推進に関する特別措置法というものが公布されてございます。昨年2月に一部施行されまして、全面的な施行は昨年の5月に行われております。その後、国のほうでも、一定ガイドラインというものも示され、市町村のほうで問題解決ができるということでされておるんですが、なかなか具体的な取り組み、法的な枠組み等の作成というところが、やはり今後2か年ほど調査研究もしながら、国、大阪府、それと、近隣市の動向も踏まえながら調査研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、耐震改修補助、これは中川委員のほうで先に一般質問でいただいているところでございますけども、耐震改修補助につきましては、今現在、先の答弁でもありましたように、改修計画の更新を進めている中で、今後、有識者の懇談会というものも催しさせていただいて、いろいろなご意見、それから、昨年12月に実施をいたしております市民アンケート調査、そういうものも参考にさせていただきながら、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、道路交通課に関する質問、1点、1点説明させてい

たきます。

まず、防犯灯、照明灯に関する質問で、整備の数、LEDについてのお問いただったかと思いますが、市内の道路照明灯、主に交差点の円滑な交通をするための交差点照明灯も含めて、市内の照明灯につきましては、726基ございます。その中で、LEDの数につきましては、80基程度がLED化しております。今後は、省電力タイプのLEDにどんどん切り替えるなり、切り替えるといいますか、新規の分につきましては、LEDの照明灯で設置していく予定でございます。平成28年度の予算におきましても、120万円の予算をいただいて、電柱共架であれば2基、あるいは単立柱であれば1基という形で設置のほうを進めていきたいと考えております。

続きまして、交通啓発の金額が下がっているという内容であったかと思いますが、交通安全啓発事業につきましては、平成28年度、510万6,000円を計上させていただいております。

内容につきましては、交通安全推進員の賃金、消耗品費、印刷製本費となっております。この減少につきましては、消耗品費の中で交通安全運動の啓発品だとか、あるいは電柱に巻く安全啓発の巻看板、あるいは、平成26年度から開始しております免許返納ジャンパーにかかわる予算等々が222万6,000円計上させていただいております。減額につきましては、ジャンパーの支給金額をおさえたことによるものでございます。

それから、交通安全啓発に伴っての取り締まりの件数、啓発の検挙事例というお話だったかと思いますが、聞いている話では、検挙が2件ほどあったと聞いております。二人乗りをしていて、注意しても聞か

ずにそのまま立ち去ろうとする。そういった悪質な運転、自転車利用者に対して検挙したというような内容を摂津警察のほうからは伺っております。

それから、摂津市安全推進協議会の補助金115万5,000円の内容についてありますが、これは市長を会長にしまして、摂津警察、PTA関係、学校者関係、市内のトラック協会等々を含めまして、市内56団体で構成する協議会になっておりまして、市内の安全に取り組む内容の協議会で、そこへの安全啓発に伴う予算組みを115万5,000円支出しております。文化ホールで行われている交通安全大会だとか、駅前でのキャンペーンに伴う啓発品等々の予算を組ませていただいております。

それから、交通安全推進事業609万円について、その減額の理由であったかと思いますが、まず、この予算につきましては、修繕料として320万円、それから、交通安全対策工事として289万円上げさせていただいております。修繕料の320万円に関しては、路面標示等の予算でありまして、市内の道路に表示している安全を啓発する「スピードを落とせ」だとか、センターラインだとか、「交差点注意」だとか、そういった路面標示の予算となっております。交通安全対策工事の289万円につきましては、交差点改良だとか点滅板、あるいは、案内標識等々の予算を組ませていただいております。

この内容につきましては、過去の実績からいきまして、交差点の案内標識等が設置の実績が少ないということから、ここの予算を他の科目へ回したという分で、交通安全推進事業の予算は若干減らさせていただいております。この分を道路照明灯、平成

27年度100万円から平成28年度は120万円になっているんですが、そういった予算のほうに組み替えをさせていただいております。

それから、南摂津のモノレール駅前に自転車マークの整備がされたということでございます。その後の自転車レーンの取り組みという内容だったかと思いますが、つい先日、南摂津駅の大阪高槻京都線、そこまでの間約300メートルになるんですけども、両側に青の矢羽根のマーク、それと自転車のピクトグラム等々を設置させていただいて、自転車利用者の左側通行の明示をさせていただきました。一応、試験的に今回はさせていただいております。設置前に現場で、朝の通勤時間帯に実際にどのような自転車の利用状況か、交通量調査もさせていただいて今回設置させていただきました。設置後はまた検証して、効果のほうを検証していきたいと考えております。市内全体に関しましては、まず、自転車の利用者が多い駅周辺からの整備というのが費用対効果としては有効かなと思っております。ただ、駅周辺の今現在の道路事情といいますと、千里丘三島線にしても、正雀の駅前にしても、まだ工事途上で最終完成形ではございませんので、完成をもって、そちらにも取り組んでいきたいと考えております。

それから、違法駐車追放に関する交通指導業務の220万円の増額の件についてでございますが、この業務委託に関しましては、今回、806万1,000円計上させていただいております。3年ごとに契約をしております。27年度、今年度をもって契約が終了しますので、新たに28年度業者を決定するのに設計組をしなければいけません。そのために、設計額を見込ん

だ金額で予算要求はさせていただいております。

それから、交通安全、正雀の駅前の地下道について、7時から9時まで規制がかかって通行禁止なのに守らない車両が多いというお問い合わせでございますが、市内、ここに限らず、通行禁止区域・時間帯を規制した道路は、他に数多くありまして、そのために、道路交通課としては、路面表示によりまして正雀の駅前に関しては、入り口のところで大きな表示はさせていただいてるかと思っております。これは、運転者のモラルにもよってきますので、対策としては、基本的には警察の所管になってきますので、そこを補助するために市のほうが路面表示を書いて、より注意喚起をしてるところなんです、所管は警察になります。

市のほうとしては、できるだけ警察のほうに立ち番をしていただいて、その交通の規制を順守してもらえるように、市のほうからは依頼をしているところでありまして。

市のほうでガードマンを立たすかというような内容ですが、ガードマンを立たすのではなく、今市のほうでは、自転車安全利用倫理条例に基づいて指導員を雇用しております。これは自転車の啓発になるんですが、正雀の駅前、あるいは、千里丘の駅前、主要交差点で安全指導カードを持って指導に努めております。その中では、規制の時間帯から外れますが、有効的になるのかなというような感じはしております。その朝7時から9時の時間帯でガードマンを立たすというのは、費用も伴ってきますので、現在のところは市のほうでは、道路交通課ではそういった対策は考えておらず、あくまでも警察の範疇でいただくという対応で考えております。

それから、放置自転車の委託業務につき

まして、どのような業務なのかというお問い合わせなんですが、これは、駅周辺の放置自転車禁止区域内の自転車利用者に対しまして、放置駐車をしないように指導をしております。シルバー人材センターのほうへ委託しております。

駅前の違法放置自転車の減少に努めております。それによって、放置自転車の減少に努めております。

それから、公共交通整備事業の予算をもっとつけばというお問い合わせだと思いますが、まず公共交通に関しましては、市内循環バスと公共施設巡回バスのほうで利便性が向上できるように、ルートをいろいろ考えながら要望にそぐうかどうか検証しながら、その委託金、あるいは補助金を算出し、公共交通の充実に向けて取り組んでおりますが、ここの予算につきましては、過去には、この路線バス事業者のほうから地域公共交通の維持保全事業に伴って、そのシステムの改良ですね、例えば、ＩＣカード化になったりだとか、あるいは、バスロケーションシステムを導入するだとか、そういった導入に伴っての補助金を交付させていただいております。

２８年度につきましては、京阪バスのほうからＩＣカードのＩＣポイントカードですね、ＩＣカードを利用することでポイントが加算するというようなシステムを今回整備されるということで、それに対する補助金を、２８年度の要求額としては１９万４、０００円という形になっております。

次に、市内循環バスの乗降者数と問題点のお問い合わせかと思いますが、ちょうど一年前になるんですが、平成２７年３月１６日に、市内循環バスは十三高槻線の整備に合わせて、正雀駅周辺まで延伸をさせて

いただきました。大方、もう一年になってきた中で乗降者数の推移を見ますと、今現在、１月末現在において、前年度比で約３６％の増加となっております。平成２６年度が約１万１、４００人で、今年度は見込みなんですが、１万４、５００人を超えるぐらいの乗降者数になってこようかと思っております。

現在の運行状況について、問題点というのは特にごさいません。順調に乗降者数が伸びている状況になっております。路線距離も伸びたのと、朝夕時間も１時間ずつ伸びたということで、補助金のほうも、２７年度で２００万円上がって、ただいま１、２００万円というような内容になっております。

それから、公共施設巡回バスについてでございますが、委員おっしゃるとおり、２４年の高速ツアーバスの事故をきっかけにしまして、料金制度の見直し、新料金体系になったことで、２７年度で１、４５３万円となりました。平成２８年度の予算が、１、４４０万円と若干下がっております。その計算式の中で、運行時間と運行時間当たりの単価。それと、運行距離と運行距離当たりの単価をかけてプラスした金額に、年間の３６５日をかけます。そこへ、実働率というのをかけて、今回この料金というのは決めておるんですが、この実働率というのが、セッピー号の場合は、約６６％ぐらい。年間で２４３日程度運行しますので、実働率が６６％ぐらいになってきます。ただ、その６６％をかけますと、委託料がかなりはね上がりまして、委託してる阪急バスと２７年度のときにも協議させていただいて、何とか抑えられないのかということで、その実働率を、国が出してる実働率と、阪急バスが営業所内で貸し

切りバスですね、セッピィ号も貸し切りバス事業になるんですが、阪急の営業所が抱えてる貸し切りバスの実働率がありまして、その二つの平均値をとりまして、実働率としては54%くらいになるんですが、28年度の予算は、その実働率が若干前後がありますので、その分で金額が昨年より13万ほど下がったというような状況になっております。

1月にもあった事故に伴って、国からの指導というのは、直接市町村のほうにはおとりでなくて、バス事業者のほうには行ってるかとは思いますが、先日の新聞を見た中では、ドライブレコーダーの義務化が書かれておりましたので、今後また阪急バスからは、そういった連絡が来ようかと思いません。

それと、自転車の保管料と鉄屑の見直しであったかと思いますが、年々、駅前の放置自転車の数は減少しております。それに伴って、引き取りに来る方の人数も減少していることで、保管料について年々減少しております。

併せて、鉄屑処分は、引き取り手がない自転車、移動・保管3か月たっても引き取りに来られない場合、その自転車は処分していくんですが、鉄屑処分として処分する台数も年々減少しております。

そのことから、歳入に関しては減っておりますが、逆に歳出の保管業務だとか、あるいは、駅前の指導委託だとか、もろもろにつきましては、労務単価等の上昇もございまして上昇傾向にあります。

ただ、これを回数を減らすだとか、予算を削るとなると、駅前の放置自転車車両が増加したりして、駅前の駅利用者、あるいは、通行歩行者等の安全確保が難しくなります。あるいは、緊急時の通路確保等も必

要になってきますので、現在の歳出に伴う予算では、業務の減少というのは考えておりません。

それから、対策協力金について、パークシティ、パークタワーでよいのかというお問い合わせですが、これはそのとおりでございます。パークシティのほうからと、パークタワーのほうから合わせて172万3,000円。これは、公開空地の部分の自転車撤去、これについて市への協力金をいただいている内容でございます。

これからこの金額は続くのかというお問い合わせですが、この金額については、今現在パークシティ側と管理組合と話をしまして、金額の単価下げたとか、もうちょっと下げられないのか、実態にそぐってないのではないのかというようなお話をいただいで、協議をさせていただいているところでございます。

今後、この協力金については、歳入が減る可能性もあろうかと思えます。組合のほうと、誠意を持って話をしていきたいと思っております。

それから、ららぽーとエキスポシティ、大型複合施設ですね。これに伴って、市道・府道の渋滞対策の取り組みについてでございますが、去年の第1回のこの建設常任委員会で木村委員のほうからも質問がありまして、その後、情報収集しまして、吹田市において、万博公園南側エリア開発事業関係者拡大連絡会というのが行われておりました。そこへ、道路交通課のほうもぜひ参加させていただきたいということで、第6回からその連絡会のほうに参加させていただいて、メンバーとしては、吹田市の近隣である茨木市、それと摂津市、三井レジデンシャル、ガンバ大阪、モノレール大阪鉄道、阪急電鉄、バス事業者である

京阪だとか阪急、近鉄と、合同による連絡会議を開催して、行政側からの交通渋滞の対策について、三井側、あるいはガンバ側に要望を挙げまして取り組んでいます。

開業後については、渋滞が心配されたんですけども、その成果があって、渋滞の発生は特に見受けられるようなことはないかなと考えてます。

ただ、ガンバ大阪が吹田スタジアムをオープンしまして、今度は万博外周道路の外側に施設がありますので、外周に入る車とガンバのサポーターの歩行者との交差が平面交差になりますので、その分で多少の渋滞が発生する可能性はあろうかと思えます。

ただ、ららぽーとのほうに関しましては、外周道路の道路の改善が行われて、歩行者とは立体交差によって、歩行者待ちによる渋滞というのは見受けられない状況でございます。

それから、一津屋交差点の渋滞対策についてですが、まず、基盤整備という面では、これは府になりますので、市ができることは、警察と連携してソフト面での信号の調整をする程度になろうかと思えます。

バス事業者のほうからも、その交差点によって運行時間が遅れるということで、警察のほうへ多少時間の調整なんかも依頼をして対応しているところであります。ただ、全体の渋滞となりますと、それが達成してるかどうかというのは、現状のとおりで達成してない部分があるかと思えます。

以上、道路交通課からの、中川委員の質問に対する回答とさせていただきます。

○野原修委員長 永田課長。吹操跡地のとこの周辺整備は、駅特になりますけど、千里丘小学校へいく吹操跡地の児童たちの

摂津市の市道の安全に対して、どのような今後対策するとか考え方も聞かれますので。

○永田道路交通課長 吹田操車場跡地の関連の千里丘小学校の通学の安全対策につきましても、今後通学路関係がどう変わってくるのか、周辺の車の流れ、人の流れがどう変わってくるのか、その辺を現場検証しながら、対策、要望等があれば、それに合わせた対策は講じていきたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 竹下課長。

○竹下公園みどり課長 中川委員のご質問に、公園みどり課が関係しますところについてご答弁申し上げます。

まず一点目でございますが、公園維持管理事業は年々増加傾向にある、その内容についてはどうなのかというお問い合わせであったと思います。

この要因につきましては、27年度には、吹田操車場跡地の事業で、明和池公園と緑の遊歩道を公園みどり課が管理をいたしております。それで一定の維持管理費、例えば剪定・除草といった費用を計上させていただいている増加分。

28年度につきましては、委員もご承知のことかと思いますが、明和池公園並びにほか8件の公園緑道が、この4月でもって開園いたします。その28年度にかかる清掃の費用であったりとか、あと明和池公園で一部水景施設ございます。そういった費用であったり、あと、多目的貯水槽もございまして、その電気、設備の点検も計上させていただいているところでございます。

そういったもろもろの経費が、約1,000万円ぐらいということでございます

ので、理由としては、主にはそういうことというふうに考えております。

次に、防災公園と一般公園の違いについてなんですけれども、明和池公園については、実は防災公園としては呼んでません。防災機能を備えた公園といたしております。ですから、公園に、例えば、防災トイレとか、防災備蓄倉庫、あと防災ベンチ、そういったものが備わってる公園ということでは、防災機能を付加した公園であるということです。

ちなみに申し上げますと、別府公園ですが、平成24年に別府公園の拡張事業の整備を行った折に、防災トイレ、防災倉庫、並びに防災ベンチを設置しております。ですから、それも防災機能を付加した公園であると認識しております。防災倉庫と器具につきましては、24年末でもって、防災管財課に移管しておるところでございます。

次に、新幹線公園と電気機関車の修繕。それから、新幹線公園のリニューアルの考えがあるのかというお問い合わせであったと思います。

28年度において、大規模に車体外装、2両ともどもなんですけど、修繕するわけでございます。我々の観点で考えますと、新幹線公園の車両2両は、非常に人気がある。多いときで、桜のシーズンになりましたら、500人から600人来園いただいております。そういった摂津市で公園担当課だからというわけではありませんが、唯一ある名所なのかなというふうに認識しておるところでございます。

そういったことで言うと、このたび修繕することによって、車体本来の塗装色に戻るといった点においてもPRできるのではないかなと考えております。

リニューアルの件については、なかなかこういった財政状況でございますので、我々担当課の思いとしては、リニューアルさせたいというふうには非常に思ってます。提案も内部でさせてもらってます。ただ、なかなか難しい現状がございますが、ちゃんと視野に入れた形で、担当課としては考えております。

その次に、トイレレンタル料なんですけど、これも新幹線公園つながりになるんですけども、この桜のシーズンに、新幹線公園にトイレを1基増設するものです。桜のシーズンになりましたら、ふだん常時公開しておる来園者の数よりも、桜の相乗効果がございますして来園者が倍増いたしますので、桜のシーズンだけで、トイレの増設はよいのではないかという考えで、経費の関係もございますので、シーズンのみトイレを1基増設、あと手洗器も増設してるというところがございます。

最後に、緑化推進費というところで、この費用が緑化につながってるのか、という委員のご指摘であったと思います。

平成26年3月に、緑の基本計画を改訂いたしております。その中身については、委員からも先般、9月の本会議のときにもご質問を頂戴しているところがございますが、公園の面的な整備というのは余り考えられないのかなと。先ほど明和池公園が新設されると言うときながら、その先での整備はどうなのかというところでもあるんですけど、ただ、市域の9割が市街化区域でございまして、新たな土地を誘致して公園化していくというのは、現状、財政を含めましてなかなか難しいかなというふうに考えを新たにしまして、この緑の基本計画の中では、市民と取り組んでいく花壇、これを中心に持っていきたいと。ちょうど

摂津市には、これも唯一あるんですけど、他市にはないんですけどね、鶴野苗圃がご
ざいます。鶴野苗圃で取り組んでらっしゃ
る方々、ボランティアの方もおられます
し、また、我々人材育成という形で実践教
室も、1年23回通して開催してありま
す。非常に多くの方が出入りしていただ
いて、緑化に取り組んでいただいている
ところ
がございます。

その機能を、地域の、例えば都市公園に
持って行けないかという検討をいたして
おるところでございます。これも、実際
には、緑の基本計画の重点的な施策とし
ても位置づけてございます。来年度にお
いての
取り組みなんですけれども、今回、緑化
推進嘱託員1名、もう増員させてもらっ
てま
す。というのは、外へ向かってPRして
いくには、やっぱり技術的提供というの
は必
要になってくるだろうというところも
ご
ざいますので、地域で新たに花壇活動
して
いただける人材を発掘することとなお
か
つ、高齢化によって鶴野苗圃になかなか
来
られない方々も、その専門員さんが、
地
域に行きまして、直接指導していくと
い
うところのほうが、よりその地域で緑
が
広がるのではないかなと、そういう考
え
がございまして、各地域の都市公園、
こ
れ地元自治会さんに働きかけをしながら
、
公園内で苗圃活動が展開できないか、
進
めておるところでございます。

ちなみに、これも今年度においては、別
府公園で地元自治会に働きかけを行っ
て、
もう既に、今年10回園芸教室を開催
さ
せていただいております。これは、行
く
行くは市民主体で苗圃の管理を行って
い
ただいて、さらには地域、これは民有
地
も含めて、緑化を広げていけないか
と
いうような期待を込めた中で取り組
ん
でまいりたい

というふうに思っております。

以上です。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○野原修委員長 再開します。

答弁を求めます。

江草課長。

○江草都市計画課長 中川委員の十三
高
槻線、吹田工区の状況について、答弁
さ
せていただきます。

十三高槻線につきましては、本市とし
て
も一刻も早い開通を望んでおるところ
で
ございます。

大阪府におきましても、吹田区域につ
き
ましましては当初阪急電鉄の連続立体
交
差事業、阪急電鉄の計画があったため
十
三高槻線との交差部につきましてはアン
ダ
ーパスでの計画がなされておりました。
と
ころが連続立体交差、吹田市域での事
業
のめどが立たないということになりま
し
て、十三高槻線の早期工事完成を指
し
まして、阪急電鉄の上を越すオーバー
パ
スという形で計画も変更されまして、
早
期に事業を達成するように努力されて
お
ります。

道路工事でございますので、事業用地
内
には地権者等いらっしゃいますので、
そ
の事業の完成時期については現在大阪
府
のほうでは平成32年3月31日をめ
ど
に事業を実施されておるとい状況で
ご
ざいます。以上でございます。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは中
川
委員の質問にお答えさせていただきます。

道路管理課にかかるOA機器管理事
業
の平成27年度、27万3,000円が2
8
年度に225万9,000円と198万
6,
000円に増えてると、パソコン7台

プリンターが4台という内容は同じなの
にということをお問いでございましたけ
れども、積算用のパソコンが今3台ござ
いますけれども、平成20年に購入したも
のでございまして、積算用ソフトに対応しな
くなってきておるということで更新3台
を考えておりまして、印刷機、プロッター
の更新費とCADソフトの購入、またLAN
回線を今4階から5階に延ばしておる
んですけれども、今回2階のほうにそう
いう機器が置かれますのでそちらから持
ってくる費用と合わせまして増額となっ
ておるものでございます。

それと土木維持作業の平成26年度が
5,000万円、27年度が5,450万
円、28年度が6,170万円と増額とな
ってきている経過についてでございます
けれども、これにつきましては土木維持作
業務委託といたしまして市内の全域の主
に公共的な施設の維持管理作業に、トラ
ック1台、運転手と作業員1名または2名の
組み合わせによりまして、単価契約によ
りまして前期、後期に分割発注している
ものでございます。

ただ、平成25年に4,800万円を計
上しておりましたけれども、その際、年
度途中で急激な労務単価の上昇がござ
いまして、変更までして対応してきた
ものでございます。そのとき約1割程
度上昇しておりました。平成26年につ
きましては、それから1割も上昇しな
い5,000万円という内容で作業して
おりましたので、件数と価格の対比は
ちょっと難しゅうございますけれど
も、平成24年には800件補修作業
できておったものが平成25年650
件程度とかなり抑えざるを得なかつ
たというところがございます、26年
度でも決算で行きますと730件、ま
だ24

年に追いついておらないという状況
でございました。27年度も増額を
お願いしておりまして、続きまして
28年度は労務単価の上昇が5%程
度という通達が来ておりますので、
その中で何とか現状の作業なりとも
やっていきたいというふうに思っ
ておるところでございます。

それと道路補修費が、平成26年が1
億7,220万円、平成27年度が1
億8,800万円、28年度2億2,6
00万円と上昇してきている内容で
ございますけれども、平成28年度につ
きましては平成27年から道路維持補
修の工事費に6,600万円のプラスを
していただきまして1億5,500万
円、この増えたものが大きな要因で
ございます。

それと電力の件でございますけれど
も、この電力売却収入につきましては
阪急の摂津市駅、駅前広場にござ
いますバス停留所の屋根の部分にソー
ラーパネルを設けていただいております
、それより発電した動力を関西電力
のほうに売却しておるものでござ
います。予算上は2,750キロワ
ット、年間で単価1キロワット当
たり48円で年間13万2,000
円を計上しておりますけれども、25
年、6年当たり大体2,500キ
ロ程度、12万円前後を推移して
おります。電力自由化でというお
話でございましたけれども、自由化
になったときに今の単価より高く
買ってくれるところがあるかとい
うところになるかと思っております。
発電量は毎年同じぐらいなので、
あと単価上昇が見込めるところ
があるかどうかということになる
かと思っております。

それと橋梁の長寿命化の件でござ
いますけれども、平成26年4,500
万円から平成27年8,300万円、
平成28年

度につきましては1億1,400万円をお願いしておるんですけれども、毎年今後も続けていくのかというお問い合わせでございました。橋梁は169橋ございまして、平成25年に39橋の長寿命化修繕計画を立てております。その中で順次やっております、事が起こってからではなくて予防保全という形で進めておりますので、それを順次続けていくということになるかと思えます。

26年からは、その長寿命化以外の小さな橋梁についても点検を始めております。その点検を始めた中で、またもし悪い場所が出てきました折には修繕ということが出てまいりますので、常に修繕を続けていくことにはなろうかと思えます。以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 1点、質問に対しての回答が漏れておりましたので、回答させていただきます。

過誤納還付金についてのお問い合わせですが、これにつきましては自転車の定期利用者、解約された場合の還付金を還付するための予算を組んでおまして、年度をまたいだ場合の出納閉鎖後の還付金についての予算組みをさせていただいております。

平成27年度が20万円で予算組みさせていただいておりましたが、実績によって28年度は10万円という形で計上させていただいております。この金額であれば出納閉鎖後の解約金の返戻等もできるという見込みで計上させていただいております。以上でございます。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

いろいろと、本当に順番がばらばらになつたりして御迷惑をかけました。

それでは道路管理課の土木維持作業の委託料の件からお伺いしたいと思います。

この年々上がっていくのは労務単価の上昇という捉えだということはわかりました。ただその800件が基準になって650件、730件、その800件の仕事が基本だというようなお話だったと思うんですけど、この800件というのは妥当で、どういうふうな最低必要限度の仕事なのか、どういうことなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

それと道路ですから、ライフサイクルコスト、要するに造って管理して償却しての考え方があると思います。道路舗装でしたら表面を直しただけとか、いろいろそういうので道路の舗装の維持管理コストをいかに性能を保ちながら、担保しながら費用をかけずにやるのが道路の補修作業の難しいところだと思いますけれども、そのライフサイクルコストをどういうふうに変えられているのか。

あとは市道延長はどれぐらいあるのか、前に教えていただきましたが、今すぐ出ないんですけれども、摂津市の舗装構成、よく道路舗装要綱、今で言う舗装設計施工指針に交通量の区分が1から7ぐらいまで多分あると思うんですけど、CBRを設計してTA法で計算してその舗装の断面、表層だとか路床とかするんですけど、そういうふうな考え方、信頼度を何%にしてどういうふうにする。設計どおりの補修してるのか、お金がないから一回表面だけ補修して根本的な解決にならないから、またお金が出ていくのか、その辺のジレンマがいろいろあると思いますけれども、どういうふうに補修方法の検討を考えているの

か、その指針とかにのっとなってどういうふうに管理されてるのかお教えいただければと思います。

道路交通課の交通安全啓発事業、消耗品とかジャンパーの予算でお金の前後をしているというのわかりました。何遍も言うように、道路交通法が去年施行されますので、自転車の方の安全の啓発をしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、道路交通課の安全啓発事業で自転車の運転者講習の義務づけの件ですけれども、2件あったと、それも二人乗り、多分二人乗りするぐらいですから学生だと推測されるんですけども、この学生の場合一般の方と違ってどのように対応されたのか。同じように当然義務講習を受けておられるんですけども、その費用というのは例えばその当事者が払うんじゃなく保護者が実際に払ったのか、その辺のいきさつ、もしそれが学生だった場合どういうふうな対応をされたのかお教えいただければと思います。

次に、交通安全推進協議会補助事業115万5,000円の件ですけれども、56団体が日々安全に取り組むというふうに、文化ホールの大会とかキャンペーンをされてるということですが、すごい内容はいいとは思いますが否定はしないんですけども、これを本当に事業でやることに対しての費用対効果、取り組みを否定しているわけじゃないんですけども費用対効果、本当にこの100万円のお金が市民にとって効果をもたらしているのか。逆に言えば、この100万円がハードな面、いろんな安全の反射体とか鏡とかそういうふうなところに目に見える形で、効果がなければって言ったら失礼なんですけれども、ハードの分で回せないものなの

か。しっかり今まで継続してやられてるから来年度も、次年度もというんじゃなく、本当にどういうふうな効果、成果を毎年見越しておられるのかをお教えいただければと思います。

次に、道路交通課の路面表示の件なんですけれども、一つ素朴な質問なんですけれども、以前道路の路面標示というのは「とまれ」だとか命にかかわるような標示以外は基本的に路面標示はしないというふうな方向性が出されたのか、そういうふうな話をちらっとお聞きしたと思いますけれども、この自転車マーキングだけでそういうふうな交通安全帯をつくったりするってことがいっぱいできるのであれば、いろんなところにマーキングしたらいいなと思うんですけども、単純にそういうところの整合性はとれているものなののでしょうか、お教えいただきたいと思います。

そして、先ほどのモノレール南摂津駅のところが、比較的道路は広いと思います。今後、狭い道路における自転車道とか歩車道分離とかそういうところの対応はどういうふうにお考えなのか、お教えいただければと思います。

次に放置自転車等対策事業ですけれども、先ほど3年ごとの契約というのはお話をいただいて、内容はちょっと御説明がなかったような気がするんですけど、多分ここに駐車したらだめだよと言う方々の人件費とか、そういうのが入ってると思うんですけども、この費用も同じですけども先ほどの、本当にこれの効果があるのか。毎年続いているから事業費として出しているのか、やっぱりお金は有限ですので効果が本当に検証されて生かされているのか。逆に言えばこのお金結構いい金額ですので、もしそういうふうに多少でも不自由は

感じながらも我慢できる範囲であればこの資金を駐車場の確保だとかハード面の整備、土地の購入費の一部に充てるとかそういうふうには充てることができないのかということをお教えいただきたいと思います。自治体の財政状況や地域性があるかもしれませんが、違法駐車の手配員とかそういうのがいない駅前だとかそういう商業施設の市街地だとか幾らでもあると思いますのでその辺の費用対効果をどうお考えなのかお教えいただきたいと思います。

次に、正雀駅前の件ですけれども、もちろんガードマンというのは現実問題いろいろ問題があると私自身も認識しております。何の権限でおまえ立っているんだとか、やっていると、いざこざが絶えないと思いますので最低限、その運転者の目線以下に今路面標示で7時から9時通行禁止って書いてますけど、この目線より上のところに横断幕的に看板みたいなものをつけてもらえるだけでも、私の推測ですけど多少はもっと認識率が上がって少なくなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のお考えと整備していただけないかということをお聞きしておきます。

あと正雀の駅北側には健都というのが開発されます。先ほど触れませんでしたけど、その正雀の駅周辺には今再開発事業だとか何もないと思うんですけれども、十三高槻線が仮に今アンダーパスの先がきれいになったとしても、循環バスができる程度なのかなというふうに感じますけれども、これは何度もお聞きしているかもわからないですけど、もうちょっと健都と正雀駅周辺がリンクする、かかわれるハード的な橋や道路そういうふうな整備のお考え

はないのかお伺いしたいと思います。

それと公共交通整備事業の件は、ICポイントカードなど、バスの中の部分の整備費ということで理解しました。でも、私がおもう公共交通整備事業というのは何度もいろんな方が取り上げられてますけど、要するにバス停の歩道幅員の確保だとか、当然道路のほうになりますけども、椅子、雨よけそういうふうなバスの利用者、特に鳥飼地域の方は鉄軌道、電車に乗るのがバスに乗っていかなきゃ行けないという不便をおかけしているわけですから、バスに乗るときはせめて気持ちよく、快適にバスに乗ってもらえるような環境づくりは、土地の取得だとかいろいろ問題、お金がかかるのもわかりますけれども1年に1つ、10年に1つでもそういうふうな方向性を出してもらいたいような対策だとかお考えはないのかお伺いしたいと思います。

あと市内循環バス、先ほど正雀の駅前に入ってきたということや朝夕の始発や終発の時刻の繰り上げ、繰り下げで利用者が増加したというふうにお聞きしてはいますが、さらなる市民のサービス向上に向けて何かお考えなのかお伺いしたいと思います。

あと電気機関車の件ですけれども、数少ない摂津の名所だと私は思っております。私も桜の季節には何回か行かせていただきましたけど、本当にいいところだなというふうに常々思っております。

500人、600人の観光客、市民の方がその時期に訪れるということですが、これもいろんな方がお話をされてると思いますけれども摂津市の唯一って言ったならあれですけど観光名所だと思いますので、さらなる整備、当然お店もなければ駐車場も目の前にないいろんな問題、

隣は今係争を抱えてるJR、にっちもさっちもいかないような状況、問題だらけですけども何かいいお考えはないのかお伺いしたいと思います。

あと緑化推進の事業ですけれども、私は緑が欲しい緑が欲しいって言ってる割には余り木や花のことは詳しくわかりません。でも、先日ちょっと疑問に思ったのは市役所の目の前、ポリテクセンターの前で大きいコンボを使って花の入れかえをしてたと思います。土ごと入れかえて大規模な作業をしてるなというふうに感じたんですけれども、摂津市役所の目の前、メイン通りということで市が少しでも華やかにという気持ちで入れかえたりされてるのかなというのわかるんですけども、何かすごい素朴な質問ですけれども何かもったいないような、手を一回入れれば年中緑できれいになっていけばいいなど、何かそういうやり方なり方策というのは毎年入れかえなくても済むような方法はないのかなというふうに感じますので、何かそういう方法論みたいなものは何かないのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

あと、ららぽーとがオープンしての渋滞の件ですけれども、特に渋滞がなかったということはすごい安心して安堵してます。ただ、事前に阪急さんだとか三井さん含め茨木、近隣市町村を含めて連絡協議会というのをやって相談されてたということは私は知りませんでした。本当にいいことなんだなと思ってます。

逆にこの連絡協議会というのは今でも、オープン後でも定期的に開催し、地域の問題とかの解決の場というか問題提起の場になっているのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと十三高槻線ですけれども、当初、阪急を連続立体交差にするためにアンダーパスというふうになってたのを、オーバブリッジにするということのメリットとどれぐらい工法が短期になってどれぐらい仕様が安くなるのか、それをお教えいただきたいと思います。

あと一津屋の交差点なんですけれども、本当にいろいろ御尽力していただいて本当につらいと思いますけど、信号の調整ぐらいでしか渋滞緩和の調整ができないというのは管理者としてつらいと思いますけれども、できるだけよく言われるバスのレーンやカラー化そういうのを当然今まで何十回、何百回検討されておられるとは思いますが、やっぱり一津屋の交差点というのは摂津市の中の心臓部、道路でいったら一番のネックの部分だと、私は思います。

よく安威川以北、以南という言葉もありますけれども、なかなか交通や人の流れるものが移動しないというのはそういうふうな一津屋で詰まっているからその以北、以南で分かれるようなイメージでさえ感じてしまいますので、再度、一津屋の交差点何とかならないものなのか、ワンオール摂津になる、一体感のある摂津になるようにするにはやっぱり一津屋の交差点の渋滞、それが解消されるのが一番だと思いますので、その辺のお考え方をもう一度教えていただければと思います。以上です。

○野原修委員長 中川委員、今のも全部府の事業で、市役所前の植木の入れかえ、あれも大阪府茨木土木事務所の管轄の話になってきますので。

答弁を求めます。

山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、中川

委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

土木維持作業の労務単価による800件がいいのかどうかということだったと思うんですけども、実績といたしまして、件数と単価とどう反映させるかというのは難しいんですけども、実績といたしまして24年度には800件を超える作業ができておりました。実際には、労務単価によりまして単価は決まるものですが、それに大きく左右されるものでございます。1日当たり何班体制を入れるのか、2班やったらどれだけの件数ができるのか、3班に増やせば5割増しのことができるということで通常3班入れてたものを2班にせざるを得なかったということがあったので、実際的には件数が減ったのかなというふうには推測しておるところでございます。

それと舗装の件でございますけれども、何とか安くできないかということは常々考えております。以前は舗装厚が2層以上あるものにつきましては表面削って、表面だけはきれいに仕上がるというような方策でやってた時期もありました。そのときには、面積的にはかなり稼げるんですけども対応年数的にまたライフサイクルコストということで言うと対応年数が短くなってしまふということがございまして、新設道路でありましたら先ほど委員おっしゃったようにTA計算をして、もつものという形で造られておりますので、補修の際には表面だけでもということは考えております。ただ、現地を調査いたしまして表面だけで済むことなのか、あるいは2層あった2層とも打ちかえるほうがライフサイクルコスト的にいいのかということも現地を確認した上で対処をしているとこ

ろでございます。以上でございます。

○野原修委員長 竹下課長。

○竹下公園みどり課長 中川委員の2回目の質問に対して答弁申し上げます。

電気機関車、新幹線公園の関係の2回目の質問に答弁させていただきます。

公園の今後のリニューアルの中でシェアを入れた効果ということなんででしょうか。我々、今あくまでの取り組みとしまして、これはライオンズさんと5か年で市役所の前からハナミズキをずっと列植して行って、新幹線の入り口にちょっとサトザクラという桜が2本あるんですが、その新幹線と市役所をつなぐそういう緑化の取り組みをやっていただいております。あと市民団体さん、これは新線組さんなんですが、新線組さんはちょうど公園の入り口付近で植樹もされており、樹木と花などの管理もやっていただいております。そういう形で地域、それから外の方々に対しては我々がホームページないし、メディアの関係です、そういったことも利用しながら情報発信をしまいたいなというふうに考えております。

それから一昨年でしょうか、貨物さんが照明灯を数基、公園側のほうに照らしてもらおうような形にしてもらい、公園だけじゃなく貨物さんのヤードもそうなんですが、兼用をしてもらえようという照明をつけていただいております。そういう形では事業者と市民と我々が連携して協働で取り組んでるものでございます。以上です。

○野原修委員長 土井次長。

○土井都市整備部次長 それでは、健都和正雀との連携ができないかという質問に答弁させていただきます。

正雀地区の現状で、今健都和結ぶという

ことは阪急電車を越え、またJRも越えるということで非常に困難であると考えております。ただ、現在十三高槻線が工事中でありますし、JR岸辺では豊中岸部線がJRのガードができております。将来的にはこの十三高槻線と豊中岸部線がつながりましたら正雀地域から健都のほうへ循環バスとかそれらの交通の導線もつながるものと考えております。

現状で新たにということとはなかなか難しいというふうに考えております。以上です。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、道路交通課にかかわる質問に対してお答えさせていただきます。

まず、検挙された学生の場合の対応についてでございますが、これは中川委員から一般質問でありましたときに答弁させていただいたかと思うんですけども、学生であっても検挙されたらやはり反則金、罰金がかかってきます。学生であったかどうかというのも警察のほうからの確認はとれておりません。

それから交通安全推進協議会の件なんですけれども、この団体につきましては、先ほども申したように摂津市長を会長として筆頭にしまして、摂津警察署あるいは交通安全自動車協会、また市内の小中学校、高校、それと地元自治連合会あるいは商工会や老人クラブ等々を含めた団体になっております。

この各会員を通じて、学校関係者であれば生徒への交通安全の指導もしていただいておりますし、また自転車について6月1日から法改正があつて、自転車に対する講習制度の実施等もあつて厳しくなっておりますので、会員さん向けに自転車安全

利用指導講習会の実施をさせていただいて、会員それぞれの方々が協会のほうから認定証をいただいて、地域あるいは民間企業の会社員等々に自転車の利用に対する指導も行っていただけるような体制づくりもしております。これがうまくネットワークができれば、市民の方々へ浸透していったって費用対効果も上がってこようかと思っております。

それから路面標示についてでございますが、まず路面標示につきましては横断歩道だとか停止線とまれ、このような規制については公安委員会、摂津警察府警本部の管轄になってきます。それ以外の安全啓発、注意に関しては道路交通課所管で路面標示させていただいておりますが、やはり生活道路の中で危険箇所につきましては摂津警察署とも協議を行いまして対策に努めております。狭い道路の対応につきましても、危険箇所であれば、路面標示あるいは電柱への巻き看板等によって安全対策を努力しているところであります。

次に、違法駐車の内容でございますが、これは市内の違法駐車防止に関する条例に定める重点地域及び重点路線における違法駐車防止に関する助言、啓発活動を行っております。悪質な違法駐車につきましては警察への通報もして移動をしておるような状況であります。

重点地域としましては千里丘駅及び阪急正雀駅周辺の路線、それとその地域内にある重点路線を決めておりまして、徒歩によって指導啓発を行っております。

それと、そのほかにも鳥飼地域を重点にパトロール車によって巡回活動を行っております。違法駐車に対しては啓発チラシを自動車のワイパーに挟み込み、また車載マイクで呼びかけなど広報活動も実施して

おります。

また、市民からの要望等がございましたらその地域にそういった広報活動を展開しております。

それから成果につきましては、よく民家の少ない工場だとかあるいは公園周辺なんかで違法駐車がよく見受けられますが、この業務に伴って巡回をかけてチラシ啓発のチラシ等を挟み込み啓発を行ったところ、ついこの間ではあべりあ公園で違法駐車が多かったんですけども、かなりの台数が減ってるような状況であります。

それから正雀駅、目線より上に啓発のものをつけられないかというようなお問い合わせでございますが、現場のほうは警察が上げてる規制標識が目線より上にあります。また、その支柱を利用して道路交通課のほうを立て看板等も設置しておりますので、立て看板、道路標識、規制標識、それと路面標示、その三体掲げさせていただいて啓発はしておりますので、これからもっと大きな目につくようなとなりますと、支柱が大きくなったりとか基礎が大きくなったりとかそういったことが出てきますので、現状できる限りのことはさせていただいております。

またバスの環境づくりにつきましてはですが、市内の循環バスだとか公共施設巡回バス、これらについては利用者のアンケート等も行いながら利便性の向上を図っておるんですけども、バス事業者が運行してる路線バスにつきましても設備をかえてICカード化にしたりあるいはバスロケーションシステムを導入して現在地の位置情報を携帯の端末機等で見れるようなシステムも構築されております。そこの事業に対して市もやはり利便性、活性化等も考えて補助を出してるわけでございます。

28年度も利用者のことも考えて加算するポイント制度に対する補助も出させていただいております。

このバスロケーションについては今現在京阪バスがそのシステムを導入しておるんですが、今後阪急バス、近鉄バス等も恐らく導入してくるだろうと思います。それによって現在地がわかって、運行の状況等もわかってバスの環境づくりとしては向上していくのではないかなと思います。

それと循環バスさらなる利便性の向上の問いでございますが、やはり道路の整備がその運行ルートには必要不可欠なものでありまして、昨年度のように幹線道路、十三高槻線が完成した場合、運行ルートの拡大は図りたいと思いますが、今後もその道路整備にあわせてより利便性が上がるような交通環境を実施していきたいと思っております。

それから、ららぽーとオープン後の協議会の継続についてでございますが、一旦エキスポシティも開業し、ガンバ大阪のそういったスタジアムもオープンしております。それぞれの部署が組織の解体等もありまして、あと一回最終的な協議会を開催するって聞いておりまして、それをもって一旦は解体するんですが、今度は窓口、事務局としては吹田市の道路関係部署がなると聞いております。やはり今後も現場の渋滞状況に応じて、また名前が変わって協議会等が立ち上がっていくのではなかろうかと思っております。以上でございます。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 いろいろとありがとうございました。

それでは最後に、これは自分の要望を言わせていただきたいんですけど、摂津市内の公共交通の整備の観点からの要望とさ

せていただきます。

ことは、摂津市は節目の50周年を迎えます。市長はさきの代表質問でいろいろな次なる50年について語られました。しかし、私は少し物足りなかったと感じております。それは大きなグラウンドデザインが示されていないように感じたからです。その1番は地下鉄の延伸の話がなかったからです。地下鉄の延伸は摂津市にとって夢と希望です。人口減少を解消するための出生率を1.8と想定されて。

○野原修委員長 中川委員、市内環境バスとかそのことについての思いはいいですけど、予算に関係ない部分というのか、思いの部分は、その循環バスとか市内に関しての思いを言ってもらったらと。

○中川嘉彦委員 それでは以上で終わります。

○野原修委員長 次に、弘委員。

○弘豊委員 それでは、よろしく願います。

今回、監査委員でもありますので、予算の中身、それぞれ項目ごとのところは控えさせてもらおうと思ってるんですけども、幾つか新規事業の確認の意味での中身の点と、今回、機構改革によって部でもいろいろと変更があって、具体的に事務の中身等々も変わってくる部分があるんだろうなというふうなことも思ってて、その点に関してお聞きしておきたいと思います。

最初に、新規事業のところでありましてけれども1点目、特定空家対策事務事業です。これは先ほど中川委員のほうの答弁でもあったんですけども、ちょっと具体的な中身のところがわかりにくくて、事務経費ということでこの10万円は調査研究に充てられるというふうに思うんですが、空家対策としての担当というふうなもの

がこの建築課ということではなしに、庁内で連携もし合って進めていくけれども、今回こういう予算ができてますよというふうなことなんだと思うんですが、この建築課で取り組む具体的な中身をもう一度教えてもらえたらと思います。

2点目に、予算概要の90ページに駅前広場施設管理事業、これも新規事業で入ってます。道路管理課の分なんですけれども、この事業の中身についてお聞かせください。

それから3点目に道路交通にかかわって、正雀三島線道路改良事業とそれから東別府5丁目地内道路整備事業が上がっておりますけれども、この詳しい中身についてお聞かせいただければと思います。

もう一点、これは下水道業務や下水道事業が今回機構改革で大きく変わっていくんですけども、その中で予算概要で90ページ、排水路ポンプ場管理事業があって、その中身のところでポンプ場施設等維持管理業務の委託料が今回2,561万3,000円と組まれてます。昨年までのところとここのところが変わってるなというふうに見えるのと、それから予算書の8ページの債務負担行為で来年度以降の部分が上がっているんですけども、そのらの事業の流れについてお聞かせいただきたいと思います。

それとあと、水防事業や水防事務事業が、これもこの水みどり課のほうに入っていくというようなことで、概要のほうで104ページに上がっております。そここのところで例えば豪雨災害、大雨が降ったときに市民の方が土のうを取りに来られるみたいなことがこれまでも市役所のほうに問い合わせがあったりもしてたかと思うんですけども、これまでだったら下水道

事業課のほうで受けてたのが今後は水みどり課のほうになるという受けとめでいいんでしょうか。

また水防事務事業のところで、これは安威川ダムの水特法負担金がこれまでと比べて100万円ほど増えてるなと思うんですが、そこのもちよっとあわせて聞かせておいてください。とりあえず、私のほうからは以上です。

○野原修委員長 答弁を求めます。

山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、弘委員さんの1回目の質問にお答えさせていただきます。

予算概要の90ページになります駅前広場施設管理事業（新規）というものの問いだったかと思うんですけれども、これにつきましては千里丘の駅前のエスカレーターがございます。平成26年から道路管理課のほうで所管することになりましたけれども、このエスカレーターは平成5年、6年に設置されたものでございまして、通常の修繕料は毎年計上して軽微な修繕はいたしておったんですけれども、20年を超えた中で大規模な修繕が必要になってきたと、耐用年数もかなり来ておるといことで今回改めて上げさせていただいたものでございます。以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の質問にお答えさせていただきます。

まず正雀三島線道路改良事業についてでございますが、業務内容としては道路の詳細設計委託でありまして、場所につきましては旧味舌小学校跡地で正雀三島線沿いに面したところの歩道整備にかかわる委託を発注していくものでございます。

詳細については、また教育委員会とも詰めながら進めていくかと思えます。

それと東別府5丁目地内道路整備事業についてでございますが、これも道路の詳細設計委託でありまして、場所につきましてはメモリアルホール、これの方角でいきますと西側の部分でありまして、鳥飼水路沿いの東別府1号線とメモリアルホールの裏手の専用駐車場、ここを結ぶ道路の整備のまず委託をかけるという内容でございます。以上でございます。

○野原修委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 弘委員の特定空家対策にかかわります具体的な中身はどうかのかと、建築課で取り組む内容はどうかというようなお問いがございました。

先ほど中川委員の質問にもございましたように特定空家、これは新しく法律ができたことによりましてこの特定空家という概念が国のほうからも示されております。それに対して、今現実対応としましては苦情対応ということで自治振興課が受け付けをされてそれぞれ関係されてるところが、ごみの問題であったりだとか雑草の繁茂の問題であったりだとか、あと防災、防犯そういったもろもろ関係する課で協力し合って対応してるところではございますが、もともとこの建物は個人財産でございますので、なかなか行政が手を下すという部分については一定制限もかかるところでございます。そういった中で、新しい法律の中でそのようなところに関して特定空家という形の認定をすることによって市町村長が一定の手続、ルールに基づいて手を出せるような仕組みが今回示されたところでございます。ただ、相続発生による問題であったりだとか所有者不明による問題そういった諸々の事案が多

数あるということは全国的な事例でもある状況でございますので、そういったところを具体的な取り組みとして建築課が主になった形で市内の横断連携体制を構築しながら調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○野原修委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 弘委員の1回目の質問につきまして、ポンプ場の施設など維持管理業務委託料についての内容と、それから債務負担行為についての質問についてお答えさせていただきます。

まず、従前からですけども集中管理室の維持管理業務委託料というものがありません。これは3年契約でやっております。ことしの4月末で契約が切れるものになっております。今回ですけども、機構改革に伴うこともあるんですけども、ポンプの設備の保守点検や、あるいは集中管理室の取水ゲート施設保守点検委託料など、いろいろ点検などの委託料がほかに発注しておったんですけども、これを全てまとめて1つの委託として発注するように来年度は予定しております。その分で新しく名前を変えたという形になっております。それで工期につきましては、今回は2年半を考えております。つまり今度につきましては、工期末は平成30年の9月末を考えております。そのために、その分の来年、再来年の債務負担を上げさせていただいてるというような形になっております。よろしく願いいたします。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは下水道業務課にかかわります質問にお答えさせていただきます。

安威川ダムの水特法12条負担金につきまして、前年度より約100万円近く増

えているということについてのお問い合わせでございます。

この分につきましては、平成33年までの全体としての負担額というのがもう定められておまして、それが細かく1年ごとに負担する額というのが割り振られております。その額として、この28年度が299万円7,000円という額になっているということでございます。以上です。

○野原修委員長 山口部長。

○山口土木下水道部長 水防事業の関係でお答えいたします。

概要の104ページの水防費の件でございますけども、27年度までは下水道事業課の下水道管理係のほうで水路関係は管理しておりました。28年度からは水みどり課の水路係で水路を管理しますので土のう等の要請等は水みどり課のほうに行っていただいて結構です。ただし、土のうの運搬等は委託業者、職員等で行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 弘委員さんの質問に答弁漏れがございました。

駅前広場の施設管理事業なんですけれども、エスカレーターは東口のエスカレーターでございます。それとフォルテと駅舎を結ぶ橋上の屋根の部分の雨漏りといいますか防水の一部も修繕を予定しております。以上でございます。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 では最初に、特定空家対策事務事業のところでお答えいただきました。特定空家という概念が今回初めてということの中で、これが特定空家ですよというふうなことの指定とか、そういったことについても基準といいますかそういった

ものが設けられて把握もしていられるんだらうなというふうには思うんですけども、そこらあたりのことについても詳しく聞けたらと思います。

あと庁内横断的な連携の中心になってというようなこと言ったら、大層苦勞もされるのではないかなというふうには思うんですけども、これまでも課題としてはずっと上がっててなかなか解決が難しい問題という中ででは、そういったところの体制的な問題では現行の建築課の中でやられていくというようなことでよいのでしょうか。そのところを教えてください。

次に駅前広場施設管理事業で千里丘のエスカレーターと歩道橋の屋根等々というようなことお聞きしました。千里丘のことでいいますと、確かにいろいろと問題あるなというふうに私も身近におって感じてるんですけども、ずっと水滴が滴り落ちる、そのエスカレーター下の身障者乗り場のところに行くあそこの通路の屋根のところとかもずっとこのことでありますし、また駅前広場の路面なんかもよくタイルが割れては貼り替え、割れては貼り替えみたいなことが続いているかと思うんですけども、抜本的にあそこのところの状態というふうなことの把握なども必要なかなというふなことも感じております。

エスカレーターでいいましたら、つい数年前にも雨の水が入って修繕で大きな予算がかかったことがあったんじゃないかなというふうに思ったりするんですけども、今回の部分でいうと270万円の予算、これでどの程度対応できるのか、そこらあたりの部分についてもお聞かせ願えたらと思います。

3点目で、道路交通のほうで聞かせてい

ただきました正雀三島線道路改良事業というようなことで、味舌小学校の前から薫英前の交差点のところまでは今歩道があるわけですね。味舌農協のところから星翔高校に向かう側に向けて、今正雀保育所の前ですけども、そのところは歩道が切れてるわけですね。橋のところは一定ちょっと狭くなって、星翔高校に向けては歩道は反対側にあつてというふうな、あそこらあたりの交通の部分が随分前からというか、よく地域の方からどうにかならないかなというふうな声も聞くことが多いんです。

今回味舌小学校から、薫英の前からそのところはガスの取り替えが先日行われて車道の路面はきれいになってるんだけど横の側溝のところはがたがたでみたいなことがあつて、一定そのところは修繕がこの間も手をつけられたのかなというふうな認識があるんですが、今回歩道の改良ということで400万円で上がってるんですけども、これもある意味どの程度そのところをやれるのかなというふうなことが気になります。そういった点をわかれば教えていただきたいと思えます。

あと東別府5丁目の鳥飼水路から上がってきた歩道、それからメモリアルホール前の歩道のところ、今現状でいうと歩道がメモリアルホール前は南側に、鳥飼水路側の歩道が北側にで横断歩道でつながってるかというふうに思うんですけども、どういった形で改良というか整備がされるのか。さっきの説明で、ちょっとわかりにくかったのもう一度お聞かせいただけたらと思います。

次に排水路のポンプ場管理事業なんですけれども、これまでの集中管理室の委託

は行ってというふうなことです。これからはほかのところも含めて委託の中身が広がるというように受けとったらよいのですかね。具体的なイメージがもう一つ湧きにくいんですけれども、例えばこの前の集中管理室でいうとどういった委託がされてきたのか、これからの部分でどこどころが増えていくのか。去年の予算書とことしの予算書、概要の中の説明のところ排水ポンプ場の維持管理の箇所数が去年は22箇所と書いてあったのがことしには18箇所というようにここが変わってるんですけれども、そこについても確認で聞かせてもらいたいと思います。

ここの同じ流れのところで、味舌ポンプ場水路系の維持管理が以前から委託で今回も委託で、ここのところだけほかとは分けて上がってるんですけれども、そここのところも含めて、今そのポンプ場施設の維持管理がどういう流れでやられているのかということできれば詳しく聞かせていただいたらなと思います。

あと水防事務事業のところは結構です。

あと水防事業にかかわって、市民の皆さんからしてみたら大雨のときには土のうを調達してみたいなことって、割とやっぱり水に浸かる地域の方たちはこれまでも発注してやられてきてると思うんです。これやっぱり今後のことという、市役所の中に下水道事業課は引き続きあるんですけどもここの業務は水みどり課に変わりましたというふうなそういったところとあってやっぱり丁寧に伝えておく必要があるなというふうなことも思ってですね、ここのところは聞いておこうと思ったのと、実際の動きのところその水みどり課、これまでの公園の業務のところ特に

その人が動くわけではないということなんですかね。

代表質問の中でも、うちの会派のほうから水防にかかわって今回の機構改革で何かしら不安はないかという問いの中、答えにはそういうことがないように体制をとっていきますというふうなことだったんですけれども、とりわけ土木下水道部というふうなことがなくなって、分かれて下水道事業課、下水道業務課、ここのところの役割は例えば水防にかかわっては特に、そのときの動きということによって、どうなるのかということが見えてこないんですけれどもお聞かせいただけたらと思います。

○野原修委員長 答弁を求めます。

寺田課長。

○寺田建築課長 弘委員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず特定空家がどのような基準で判断されていくのかということの具体的な内容ということのお問いでございますのでお答え申します。

まず空家等ということでこの法律、それから国のガイドラインの中では1年以上使用されていない状態の空家のことをまずこの法律の中では空家等という定義がなされております。

次に特定空家等という位置づけでございますが、建物の物理的な状態、それから生活環境への影響の度合い、そういうような面からの判断基準というものが一定示されておるんですが、これは人間が調査に行って調べないとなかなかこの判断基準にもやはりふれが生じるおそれもございます。具体的に瓦が落ちてきたりだとか外壁がはがれてお隣さんのほうへ倒れかかっているだとか、前の道路に塀が倒れかかっ

てる、建物自体が非常に危ない状態で前を通行されている通行人の方、車両等に危害を及ぼすだとかいうようなそういうような判断基準はそれぞれの個々のケースを具体的にみていかないとなかなかわからないところがございますので、そういったところの観点をもって国・府の考え方も受けまして一定そのあたりを实地調査もしながら調査研究に当たりたいなというふうに考えております。

それと庁内の横断連携体制、これを進めていく中で建築課で処理ができるのかというようなお問い合わせもいただいておりますが、今現在市内のほうで都市計画法29条の開発工事であったりだとか、摂津市の開発協議基準に基づくミニ開発というようなものがございますが、そういったものに関しましては、事前協議であったりだとか32条同意というようなそれぞれ公共施設の主体者が、18の課が寄った形で開発審査会というものも建築課が軸になって事務局でさせていただいているところでございます。

こういった体制を堅持しながら、より広くなる範囲に、当然ながら個人の財産の建物を相手にするような形になりますので、やはり行政がかかわれる限界点というのも現実この特措法の中では見えてる状況でもございます。そういったところの庁内の意識の共有、それから法律の運用であったりだとか、これは民事上の話であったりだとか権利関係、さまざまなところの所管にかかわる部分でもございますので、そういったところを今後、調査研究を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、弘委

員さんの2回目の質問にお答えさせていただきます。

駅前広場の施設管理についてなんですけれども、私どももタイルについては非常に苦慮してるところでございます。道路のパトロールで日々徒歩でもって歩いて小規模なものはその場で仮補修をしたり、一部タイルを交換したり、広範囲になりましたら部分的に補修をしたりということをして続けておるんですけれども、抜本的な水回りということになりますとコーティングなど、止水ということもありますのでその際にはまた調査等をお願いするやもしれませんので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

またエスカレーター、水漏れというようなお話でしたけれども、私どもが26年から管理するようになってからのことではないのかなと。以前水漏れがあったというような話を聞いてますけれども、定かでないのでお答えはできませんけれども、私どもが管理してから部分的に電気系統が、経年も20年たってましたのでその分の修繕をしたという経過はございます。以上でございます。

○野原修委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 弘委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、委託の件についてのご質問についてお答えさせていただきます。

以前からなんですけれども集中管理室の維持管理業務委託料というものがありませんけれども、これは鳥飼本町にございます集中管理室なんですけれども、そこで市内のゲートの開閉作業などを一括して管理ができるところがございます。ここに委託業者を張りつかせてまして、3月から10月までは終日1人が対応する、少なくとも

1名が対応する。それから11月から2月までの渇水期に関しましては昼間だけは週に5日対応、夜間はずっといるというような形での委託業務を発注しております。これが3年の期間で発注しております。これにつきまして、先ほどもお話をさせていただいたとおり4月の末で今回の3年の契約は切れるという形になっておりまして、通常でありましたらこのまま3年やるというのも一つの考え方ではあったんですけども、私どもそれ以外につきまして下水道管理費でポンプ場の設備保守点検委託料、それから排水路費でポンプ場設備管理委託料、それからあと集中管理室取水ゲート施設保守点検委託料とこの3つが、別の委託料が今まで毎年毎年発注してるものがございます。

私どもずっとこの業務をやっておりまして、やはりその3つ4つ同じではないんですけども委託をその水路関係の施設に関しての委託をばらばらに発注するよりは1つに発注しまして、発注者側も水路の施設について一体的に、一元的に管理するほうがわかりやすいのではないかなというようなこともありますので、今回1つにまとめて発注をさせていただくと。

工期につきまして、3年でするのもよかったですけれども2年半にさせていただきました。これにつきましては今後の委託の形態の見直しを次回、2年半後には考えていきたいと思っております。そのためにはどうしても年度の中ごろで発注をするという形の方が今後もやりやすいということもありますので、これは2年半という形の発注の形態でやっていこうと考えております。

これにつきましての債務負担については計上させていただいてるという形にな

っています。

それからポンプ施設について箇所数が4箇所減っているというお問い合わせに対しての答えなんですけども、先ほどご説明させていただいたとおり、今まで特会と一般会計、要は公共下水道関連のポンプ施設と一般の会計に相当するポンプ施設と合わせて25箇所それを発注してたという形になるんですけども、今度機構改革になりますので下水の分につきましては離したという形になっております。その下水に関する、公共下水道施設についてのポンプが4つありますのでその分の4つを除いた形で今回は18箇所という表記をさせていただいたということになっております。

それから水防に関してのお問い合わせについてお答えさせていただきましても、今まで下水道事業課としましては公共下水道管及び水路の管理を両方していたという経緯がございます。下水と水路が分かれるという形になるんですけども、やはり今度水みどり課、それから下水に関しては下水道事業課が受け持つ形にはなるんですけども、やはり浸水防除に関してはやっぱり同じ方向へ向いてるという形になっています。

ただ主管としましては、水路のほうの主管のほうに持っていく形にはなっていますけれども、下水道事業課のほうもやはり同じような形で協力してやっていくという方向性で考えていきたいと思っておりますので、機構改革に伴いまして不都合があるとか不手際があるとかそういうような形はないような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の2回目の質問にお答えさせていただきます

す。

まず、正雀三島線についてでございます。薫英から星翔高校までのルートの中で、まず薫英側につきましてはJ A側ですね、こちらが歩道があって対側、薫英側には歩道がありません。それと天神橋を渡った先は逆に北側のほうが歩道があって、言ってみれば歩道の連続性ですね。それと現況の歩道も狭いというふうな状況の道路であります。

ただ道路自身、都市計画道路の位置づけ等もございませんので全体の道路整備というのは困難な状況であります。現在の旧味舌小学校の跡地につきましては市の管理地であります。その中でできる限り歩行者の安全対策を考えた歩道幅員、歩道の整備というのを考えております。

それから東別府5丁目の道路の整備事業についてでございますが、摂津市の施設でありますメモリアルホール、この前には東別府1号線。メモリアルホールの裏手に砂利舗装の駐車場があります。ここに向けての通路確保ということで、メモリアルホールの西側に今現在も市の用地が確保されております。今バリケードで仕切られてるところなんです。そこについて通路確保ということで告別式とか葬儀とかの際の駐車場、周辺道路が狭いのでこの道路を整備して駐車場へのスムーズな進入を確保するという意味での整備内容となっております。以上でございます。

○野原修委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 もう一つ、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託についての内容についてのお問い合わせについてお答えさせていただきます。

これにつきましては、味舌ポンプ場とい

理していただいている施設になっております。この中身なんですけれども、私どものほうの管理するポンプが3基ございます。これの運転などにつきましても全てその大阪府のほうでやっていただいている形になっておりますので、この分に関する委託の費用というのがこの味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料になっております。以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘委員 3回目になるのもうまとめおきたいと思うんですけれども、特定空家対策にかかわっては空家数も先ほど中川委員の質問の中でおおよそ5,800ほど空家があって、その中から特定空家と言われる部分というのは今のところいろいろと市民の方から声が上がってくる、苦情が上がってくる部分のところは特定空家みたいな、把握してる部分でいうたらそうなのかなみたいな感じでイメージするんですけれども、市民の方からは直接声は上がってこないけれども、実際にはそういう空家が市内にはほかにもあるというふうなことだったりすると思うんです。そんなことでいうと、いろいろこの事業を実施していく上でまだまだ課題もあって、今回始まったばかりというふうなところの中で調査研究、とりあえずは予算的には10万円というようなことについてるのかなというようなことで理解しますけれども、今後の取り組みはどう進んでいくのか、また今後決算やまた来年予算で教えていただけたらなというふうに思います。要望としておきます。

2番目のJR千里丘駅前の今の状況なんですけれども、新規で何かしら新しく起こるのかな、どうなのかなというふうなことを最初の質問のときには思ったりはし

てましたけれども、実際のところは修繕で今の原状を回復していくところでの予算づけというふうなことでお聞きしました。エスカレーターまたは橋上通路ありますけれども、またさっき言いました広場そのもの、そここの路面なんかも含めてまた今後改善、JRから市内に入ってくる市の玄関口でありますから、また鋭意取り組んでいただきたいというふうに申し上げておきます。

3番目、道路交通のほうでお聞きしました正雀三島線のところ、私も最初のところでわかってなかったのかもしれないけれども、旧味舌小の地内のところについて、今回この設計の予算ということでしたら、正雀保育所の建て替え云々そういうようなことの中からこれが発生したのかなというふうにも今感じたんですが、実際のところその年度内に正雀保育所どうなるかわかんないというようなことだったかなかなか手をつけられないことなのかなというふうにも思うんですけども、確認の意味でそこらあたりを教えてください。

あと東別府5丁目のところ、直接今の安威川番田川沿いのあの道路というよりかそのメモリアルホールから駐車場に入っていく道を新たにというふうなことで、今の答弁の中でわかりました。その点については結構です。

続いて排水路ポンプ場なんですけれども、実際のところ今職員が実際そのポンプ場施設の管理にかかわってどういう仕事をされてるのか、委託で外に出してる部分がどの範囲なのか。今回のこの流れの中でそここのところが変わるのかどうかというふうなことで再確認させてもらいたいと思うのが1点と、それから公共下水道にかかわるポンプ4つとさっきおっしゃられ

ましたけれども、本来だったら公共下水道特別会計のほうでそれはしておかないかん部分をこれまでこのところで一緒に委託に出してたというふうなことだったら、いわゆるお金の出どころとプラマイ、どういう感じで特別会計との兼ね合いをとっておられたのか、そここのところもお聞かせただけたらと思います。

あと水防にかかわってですけども、今回の機構改革の中で何かしらやっぱり不具合なことが出てこないようにというふうなことは思うわけでありまして。ただ、そうは言ってもこれまでとはまた違う体制で取り組んでいくというふうなことにはなっていくんだろうというふうに思うわけで、そもそも今回のここらあたりの機構改革はどうだったのかなというふうなことなんかを、12月の議会の際には総務常任委員会の中で議論もされてたというふうに。きょうの委員会の前にその機構改革の議論がどんなふうにされてたのかなというふうなことを録音聞いてたんですけども、返ってきてる答弁が納得できないなというふうなことを感じながらきょうある意味臨んでます。そういった意味ではここで言っても仕方ないことなんだというふうには思ってますけれども、そのことだけ一言言っておきたいと思います。以上です。

○野原修委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 維持管理業務委託についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、集中管理室の維持管理の業務委託の内容につきましてなんですけども、大雨が降ったときには水路の水を全部公共下水道管のほうに流すためのゲートの開閉をしております。ふだんは水路に水が流れ

てる分なんです、農業用水として水を流してるんですけども。これは雨降ったときには農業用水では排除できない可能性がございますので、これは公共下水道管につながってるところについてはゲートがございまして、そのゲートを開放させることによって農業用水の水を公共下水道管のほうに落とし込むという役目を持たせております。この開閉の作業につきまして、雨の降り方、程度にもよるんですけども雨の降り方が激しくなると予想されたときにはそのゲートの開閉のほうをその業務の中でやっていただいております。

またそのときに、そのゲートの開閉の状況の調査、確認とかあるいはごみがたまってきましたらそのごみの排除とかその辺を各ゲートのほうまで行っていただいで回っていただいでるということもやっていただいております。

それから晴天につきましては、やはり取水口付近の維持管理、簡単なことですが維持管理や動作の確認などについてもやっていただいでるというのがこの委託の業務の内容になっております。

それから下水道施設についてのポンプの4箇所のことなんですけども、これが一般のほうではなかろうかというようなご質問だったと思うんですけども、ポンプ場の設備点検保守委託の中には特別会計の分と一般会計の分がございまして、これについては両方合わせて25箇所という形になってるんですけども、今回それについてはもともと特別会計のほうのポンプ場設備保守点検委託料の中でそれをやっておりましたものですので、その辺の分については問題はなかろうかと思っております。今度もまた特別会計のほうのポンプ場設備点検のほうで、またその分については続け

て計上していってるところでございます。以上です。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

旧味舌小学校、正雀保育園について民間業者が辞退したことによる影響というご内容かと思いますが、来年度予定している業務といたしましては道路線形縦断横断あるいは構造物等の図面、詳細設計をしていく上でのコンサル発注委託業務となっております。保育所等の影響にかかわらず現況の測量関係とか入っていけるのは可能なので予定どおり実施はしていきたいとは思いますが、ただ保育園のレイアウトとかその辺が変わってくる関係で道路にも影響が出てくるのは確実でございます。

今後は担当するこども教育課あるいは跡地に関しての政策推進課とも協議を進めながら、この年度で時期的に発注時期を遅らすだとか委託期間を延ばすだとか対応をとれるような形で実施していきたいなと思っております。

特に状況が変わることがなければ予算執行のほうはしていきたいなと考えております。以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 最後にしておきますけれども、下水のポンプの関係ね。この委託の中身がこれまでと、職員の業務と委託の業務の割合みたいなそういうのが変わるかわからないかみたいなことの確認だけ、最後聞かせておいてください。

正雀三島線の道路の関係なんですけれども、今のご答弁はそうなんだろうなというふうに思いながら聞かせてもらいまし

たけれども、それでいうとやっぱりあそこの道の薫英の前なんかも含めてですけれども随分以前からやっぱり歩道を改良してほしいみたいな要望というものはあるわけで、その薫英から星翔高校までの間の最初に言いましたそういったところも含めて、今回このところにはそういう道路の改良というのは入っていないというようなことはある意味残念で、今後取り組んでいただくような計画を立ててもらえるように要望としておきたいと思えます。以上です。

○野原修委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

ポンプにかかわるうちの職員のほうなんですけれども、ふだんの管理やらあと、晴天時なんですけれども晴天時につきましてはこういう委託業務にかかわる作業に1.5人分ぐらいはかかっているんですけども、私どもとしましてはこれの3つの委託の分についても今までも4つですけれども同じものを発注しておりまして、これを改めて1つに発注するということは、集中管理室は集中管理室の委託業務をしております。それからポンプの維持保守、維持保守、維持保守で別の業者のほうに委託を発注してそれでその結果をうちの職員が聞いているというような形で25箇所を今までやってたというのが今までのやり方だったんですけども、今度それを1つの業者で集約して発注することによって、私ども職員についてはやはりいろいろ業者さんから聞くものを1つの業者さんから物を聞くということになると市内の施設のいいところか状態がだんだん悪くなるとかそういうのを職員が判断しやすいということもありますので、

1つにまとめて発注するほうが発注者側の職員としても負担が軽減されるものがあるというのがございます。例えばですけども、3つ別々に発注してしまいますと発注時期によりまして、ここのポンプ場とここのポンプ場の発注が違ってたら、だんだんわかりにくいとか、結果がわかりにくいというときもあるんですけども、改めて市内の施設ポンプ全部1つで発注してしまいますと結果も全部同じような状態でわかりますので、把握はしやすいということで負担が大分減るのではなかろうかということも考えてまとめて発注したいというところはございます。

職員的に、発注をしましても今までと去年、ことしと来年ですけれども負担については変わらない形にはなっております。作業内容としては変わらない形にはなっております。

○弘豊委員 要は何が言いたかったのかともしましたら、これまで下水道事業課で取り組んでたところが水みどり課に行くわけですね。そんな中で、これまでは職員が担ってたけれども来年からはその委託のほうに移すんだという業務なのかどうかということやうと、そうじゃないよということなわけですね。これまで下水道事業課で担ってた職員の仕事の内容的にもそれはそのまんま水みどり課のほうにスライドするんだということやうと受けとめておいていいわけですね、この事業にかかわっては。

○野原修委員長 ほかに。

木村委員。

○木村勝彦委員 二、三伺いたいと思えます。

緑化の問題ですけれども、緑の基本計画にのっとして緑化の問題に取り組んでも

らっておるんですけれども、とりわけ苗圃の問題に特化して質問したいと思います。

苗圃の事業として、苗圃でやってた事業を今後は地域にある別府の小さなミニ公園ですか、それとあそこの火葬場の横の水路の横にある公園とかそういうところへ分化していく、苗圃で全てやるのではなしにボランティアの力も利用しながらそういうところにも、苗圃にかわる施設をつくっていかうという計画があるように聞いております。苗圃そのものが非常勤で来てもらっておる方がずっと担当してもらっておるんですけれども、正職員が1名ですか、その大阪市か大阪府から来られてる方の技術はみんなに継承されてるかどうかということに若干私は疑問を持ちまして、今のままでそういう各地区の公園に苗圃を分化していくということについては、技術の継承ができてなかったら混乱が起こるのではないかなということをお慮しております。

そういう点では技術者というのが、今2名ですけれども、その1人、仮にやめられたとしたら新しく来られた方のまだ年数が非常に新しい、そういうことでは技術の継承が十分できてないのではないかなという中で誕生植樹祭とかいろんな事業に対する苗圃の事業が消化されていくかどうかということについて大変危惧をしております。そういう点では、人事面について担当部としてどのような認識を持っておられるか一遍お聞かせ願いたいと思います。

もう一つは水路の占用の問題にかかわって、これは若干関連質問的になるんですけれども一津屋のボーリング場があったところに関電のビルが建つという計画になっております。

そこで水路の占用許可をとったということで業者が間違えて水路の、ボーリング場側ではなしに向かい側の個人の水路の擁壁に穴をあけてしまって、それを利用して事業を進められたということがあって地権者が大変立腹をされて我々にも言って来られたんですけれども、それは大手の大林組が仕事を請け負ってやったんですけれども、当然下請にやらせて結局下請がそういう対面の水路の擁壁が個人のものであるということを知らずにそういうことをやってしまったんですね。だから、占用許可を与えるときにちゃんと図面も示して水路はここまでやということをきちり説明した上で許可を出していかないと、水路というのは当然両側に擁壁ありますから、両方とも同じ地権者のものであったらいいけれども、違う地権者の擁壁に穴をあけてしまうということは、よその壁に勝手に穴をあけることになってきますんで、地権者としては相当立腹をされて言って来られたんです。業者に水路の占用許可を与えるときにきちりと図面も示してきちりと説明をして許可を与えないとこんなことになってしまうと思うんですけれども、その辺の経過について一遍お聞かせ願いたいと思います。

それと水路の維持管理の問題、昨年2回安威川が危険水域に達して警報も出たんですけれども、それに平行して神安の水路が安威川のそばを走っており、その水路のちょうど正雀一津屋線の道路を地下で渡ってる部分があって、その三島壮住宅側に遊休地があるんですけれども、そこがいっぱいになってしまって摂津市の道路の側溝に逆流して非常に危険な状態になったんです。非常に周辺の住民も不安を持たれて、我々も相談に乗ったんですけれども、

ああいう災害が起こるときにはさっきも話がありましたように扉をあけるとかいろんな管理の方法があるみたいです。やっぱり安威川と同時に神安水路の危険性についても十分認識をすべきだと思うんですけども、地元の方が騒がれて初めて行政の側が気がついたということがありました。私もその現場におりましたけれども。そういう点ではやっぱりそういうことについても神安だから、あるいは大阪府だからということではなしに現実に摂津市の市道の側溝に逆流をしてきてるんですから、その辺の危険性について十分認識を持って対処してもらいたいと思うんですけども、その辺の考え方について一遍お聞かせ願いたいと思います。

○野原修委員長 答弁を求めます。

竹下課長。

○竹下公園みどり課長 木村委員さんの緑化に関係するご質問についてご答弁申し上げます。

昨年3月の代表質問の折にもいわゆる人材の育成と技術の継承といったところでご質問されておったと思います。それから3月のこの当初予算委員会でもご発言されておったと思います。

委員の発議というのは我々も同感しております。この嘱託員さん、今1名でご対応いただいているということなんですけれども、来年度の予算の中では2名体制にしてまいりたいと。その理由の一つとしては、先ほど中川委員にご説明させていただきましたとおりでございます。やはり鶴野苗圃について、これまでどおりの鶴野苗圃の機能を残しながら各地域へ展開できないかというのが今後の緑の基本計画で考えている施策でございます。

ですから、我々職員がそこへ走ってもな

かなか緑化技術的なものというのはご説明できないのかなと、今来ていただいている専門的な知識をお持ちになってる嘱託員さん並びに、既に実は来ていただいているんですが、人事課の予算なんで言いにくい形になってるんですが、来年度から公園みどり課予算で見させてもらいますもう1名の方については、実はこの嘱託員のご後輩でございます。非常にこの緑化の知識については高い方です。既に地域とも取り組んでいただいているような状況でございますので、そういった形で2名の方で鶴野苗圃を守りながら外へ向けて展開してまいりたいと思います。技術に関して申し上げますと来年度、今来ていただいている嘱託員さんのご後輩もおられますし、またそういう形で専門の知識を持っていらっしゃる方が今後も来られるなら、ルートづくりも我々は考えておりますので、現状のところ申し上げますと技術の継承は図れるものと考えております。以上です。

○野原修委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 木村委員のご質問にお答えさせていただきます。まず最初に水路占用の件につきましての経過についてご説明させていただきます。

旧ボーリング場があったところに、かんでんエンジニアリングの建物ができるということで、ちょうどその隣接する南側の水路の北側につきましてはかんでんエンジニアリングの土地になっております。反対側水路の南側の擁壁については別の地権者さんをお持ちになってる水路になっております。

私どもなんですけれども、水路占用につきましては大林組のほうから防音シート、工事の際に防音シートを水路のすぐ近くの

ところに立てまして工事の音が漏れないよう、できるだけ音を小さくするような措置をするために、占用を申請されました。

これにつきまして、水路占用するときには施工要領図が出されておりました。このときに関しましては、かんでんエンジニアリングのほうの壁面に穴をあけてそこで防音シートを支えるというような施工計画書になっておりました。

私どもは、当然これはかんでんエンジニアリング側のほうで防音シートを立てるための仮設図をつけるということですので、いろいろ協議した中でこれで占用を出しますという形で出させてもらったのが占用許可証を出すまでの経過となっております。

実際問題その防音シートをやった際にこれは無断で、占用の許可条件にのっとらずに対面の別の地権者さんのほうへ穴をあけたという状態になっておまして、やはりそれは占用の許可条件どおりではないということになりますので、これはきつく大林のほうに注意をしたというところが経過となっております。

あとにつきましてはいろいろ協議を重ねる中で地権者さんに何とかご理解をいただく中でいろいろ大林組さんと地権者さんのほうの間で協議がなされて、当然そのとき委員のほうも助けていただいたという経過があります。これは大変ご迷惑をかけたかなと思っているところでございます。

それから神安水路の件につきましてですけれども、大変あのととき大雨が降った際に、私どもも全く予想してないところから水が出てきているということで驚いた次第でございます。

また地元の方々には大変ご迷惑、ご心配

をかけたことをおわびさせていただきたいと思っております。

これにつきましては神安のほうに、事故につきましてこの原因についても説明を求めた次第であります。やはり神安のほうの管理水路でございますので、これはやはり神安の水路をきちっと見ていただかな困りますので、今後もやはり大雨が降ったときには必ずパトロールが来て見ていただきたい、必ずその辺の安全性を管理していただきたいということはその際も言っております。今後につきましても、絶えず神安のほうにこの旨は、大雨が降った際には確認をさせていただきたいなど、このような状況で進めていきたいと思っております。以上です。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 順番逆になりますけど、神安水路の問題から先にやらせてもらいますけど、私は野々3丁目の水路で子供が亡くなったときにやっぱり擁壁をもう少しきっちりやってもらいたいという要望もしたんですけれども、その後何の対応もしてくれないという神安の対応が鈍いところが私は感じられます。そういう点では今度のこの問題についても、市のほうから神安に申し入れをしてもらって、果たしてちゃんとした対応をしてくれるのかなという疑問を持っております。そういう点では今度は私の地域の問題ですから、神安もきっちりと対応してもらおうように強行に申し入れをしてもらおうようお願いをしておきたいと思っております。

それと苗圃の問題、これ本来ならば正職員もおったんですから、異動になってしまったから急遽そんなことになってしまったということではなしに、やはりその職員がおるときにきっちりと技術を継承して

いくという姿勢を持ってもらって、正職員も技術を継承して技術を身につけるといことをしてもらわないと、いつまでたってもイタチごっこになってしまいますし、そういう点では技術の継承というのはきっちり責任ある者が継承していくということにしてもらわないと、正職員が1人おるんですから、その正職員にきっちり技術者のほうから技術を継承してもらおうという道筋をつけてもらおうように、担当部、今後きっちり努力をしてもらいたいと思います。その辺について、吉田部長のほうから答弁してください。

それと水路占用の問題については一応問題は解決しましたからね、この問題についてはこれ以上申し上げませんが、やっぱり占用許可を与えるときにかんてんエンジニアリング、大林がそのときにはちゃんと理解をしておったかもわからへんけども実際工事をするのは下請です。下請にそのことが十分伝わってなかった相手側の対面の擁壁に穴をあけてしまったということですから、この辺は元請、下請の連絡が十分伝わってなかったということになると思うんで、その辺のことについても今度占用許可を与えるときはその元請、下請にかかわらずきっちり説明をして納得させて占用許可を与えるということにしてもらいたいと思います。以上です。

○野原修委員長 答弁を求めます。

吉田部長。

○吉田都市整備部長 木村委員のご指摘のとおり、苗圃に関しましては非常に我々も人材というか、今までやってた職員もOBでもう卒業してしまったということで人材育成という視点、技術の継承という点では非常に問題視しております。

特に拠点となりますのが、今回緑の基本計画を策定いたしまして鶴野の苗圃は緑の拠点だと。そこで人材の育成もし、さらにはそこで緑の発信をしていくということ踏まえて、当初来ていただいた嘱託員さんがお一人おられますけども、さらに次の代の方にもきていただきたい。先ほど担当課長から説明がありましたように、その人の教え子になるような人に入っていて、非常に技術とか人との接し方もお上手やということをおも直接見ておりますし、そのあたりは今後、地域苗圃という形で我々もその地域地域に発信していきたいというのが緑の基本計画でも位置づけております。ただし、我々が担当職員に言ってるのはその人は必ず1人じゃなしにその人についていけと、ついていってプロパーであります市の職員が常に横で指導と一緒に受ける、そして技術を言い方悪いですけども盗み取れというような形での職員に指導もしております。ただ、やはりその技術力の差と申しますか、やはり相当開きがあるのはご指摘のとおりあります。それについてはもう少し時間をいただいて、やはり相手は生き物でございますので、緑というのは。それをどういう気持ちで今後自分の技術として継承して、その生きてる命をどういうふうによく発信していくかというのがこれから大きな課題であろうと。ただし、ご指摘のとおり、人事面においてはやはり専門的な知識を常に職員が意識を持っていくというのはこれが基本だと。そこに推進委員の方々のご指導とか技術を教えていただくという形の一つのスキームができ上がって、今後より一層発信力がつくのかなというのが一点と、もう一点はやはり地域の方々、市民の方々が緑に対して十分高い意識を持っ

ていただきたいということで専門員の方々が来て、出前講座的な形でやっていただくということも今後我々全面的に支援していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 私も近年百姓して、いつの時期には何を植えて何を収穫する、それをどうするという事まで考えなあきませんねん。というのは、僕も百姓してみてもよくわかったんやけども、時期というのは大変大事なんですよ、植えつけの時期、取り入れの時期は若干遅れてもいいけれども植えつけの時期というのは非常に、お百姓さんは暦を参考にしてずっと年間計画立てはるわけですね。それで苗圃の責任というのは非常に重くて、例えば誕生植樹祭にはこれだけの花が要る、ほかの緑化推進のときにはこれだけの花が要るということをつつ、どの時期に何を植えてということをつつと年間計画を立てて苗をつくっていかないと、苗は急にできませんからね。だからそういう点では非常に苗圃の責任というのは重いと思いますので、その辺の技術の継承はやっぱりきっちりしておかないと、今の苗圃の状態を見てるとそれが十分できてるといふふうには思えませんので、その辺をきっちりできるような体制をつくってもらおうようにこれからもお願いしておきたいと思っております。

○野原修委員長 次。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは質問させていただきます。

まず初めにし尿の運搬とそれから浄化槽汚泥の問題、ちょうど処理場跡地がもうほとんど更地になっていますけども、平成25年度の途中から、10月でそこを閉鎖

をしましてその後はそれぞれ汲み取りしたし尿とそれから浄化槽汚泥を豊能町と茨木市にお願いをして持って行ってもらうということ、その後の経過についてずっと質問してきました。26年度の決算のときも質問させていただいて、私はこれはもう順調に減らしていくということが水洗化率を上げていくということにも通ずることにもつながりますし、限りなくゼロを目指してやっていかないといけないという意味から今回も質問させていただきたいと思っております。

まず1番目にし尿収集運搬委託料です。予算書では134ページに載っています。款4衛生費、項2清掃費、目3し尿処理費、し尿収集運搬委託料では、今回28年度は4,072万7,000円というふうに計上されています。26年度の決算のときは4,015万5,216円ということで、決算はもう少し低くなりました。27年度の予算は4,073万6,000円ということで、平成27年度の決算はこれからということになりますけど、26年度の決算に比べても57万円ほど多く見られてるといふことになっています。通常、順調に減っていくという意味であればだんだん減らしていくという予算になると思うんですが、この辺どういう考え方に基づくのかということをお願いいたします。

それから2番目に今度はし尿処理負担金と浄化槽汚泥負担金です。同じく134ページの同じところに載っていますが、し尿処理負担金は今回28年度は3,000万円です。これは27年度も26年度も全く同額の3,000万円です。一番近い26年度決算では2,718万9,874円ということです。ということで、この負担金の考え方についても同じく説明をお願い

いしたいと思います。

それから浄化槽汚泥負担金については28年度4,080万円、これも27年度と同額ということで、26年度よりは増額をされているという、この辺も含めて28年度はどういう見方をされているのか考え方を教えてください。

それから3番目に交通安全啓発事業に関連をしてです。今度は予算概要で、84ページ載っています。交通安全啓発事業に関連をするわけですが、自転車の関連については先ほど来議論が上がっています。摂津市の交通安全推進協議会でも随分自転車の問題が取り上げられて、何とかしようということでそれもきっかけになりまして自転車の条例を大阪府下で初めて摂津市が作りました。平成24年に制定をして摂津市自転車安全利用倫理条例という条例をつくりました。その後に道路改正法があったりして、非常に取り締まりを強くやっているというような現状だと思うんですけども、今ちょうど大阪府の自転車の条例が議会に上げられています。それによりますと、自転車に乗る人は保険に入ること義務化するというのがその項目に上がっています。自転車利用者は自転車保険等に加入しなければならない、これは義務化になります。当然、保護者は未成年者が自転車を利用させる場合については自転車の保険に加入をしなければならないということになります。また、それ以外にもヘルメット等について、高齢者のヘルメットの着用については努力規定を設けるなど、摂津市の規定よりも一歩踏み込んだ項目が記載されています。これはまだ通っていませんけれどもこの辺の摂津市の条例と、これは多分恐らく通る方向になってますのでこの整合性はどういうふうに考え

ておられるのかお願いします。

それから4番目ですが、道路維持事業についてでございます。先ほど来議論がありましたが、予算概要では88ページに載っていますが、道路維持事業で予算の今までの概略、説明されている中で今摂津市は非常に道路が傷んでいるということから道路の、舗装面を改修していかなあかんということで増額をしましたというようなことと言われていましたけども、具体的にどれだけの増額をしてどれほどの仕事をされるということになるのか、少し市民にもわかりやすい説明でお願いしたいと思います。

それから5番目、境川沿いの堤防の整備です。予算概要では90ページになりますが、自転車歩行車道路整備事業ということで3,909万6,000円がつけられていますけども、この28年度でどのような仕事をされることになるのかまずご説明をお願いしたいと思います。

6番目、先ほど来議論されています特定空家対策事務事業についてであります。予算概要94ページに載っていますが、この特定空家対策事務事業について先ほど全庁的な取り組みをしていきますというようなこととお話がありましたけれども、その中でその実数が、今摂津市の戸数が4万2,000世帯で3万6,000の住宅があるので引いて5,800は空家になるということでしたけども、これはどれほどの信憑性のある数字になるのかですね。

住民世帯というのは、世帯割りしてて1世帯の中に2世帯とか3世帯住んでる場合もあるし、その空家の実態というものを調べるおつもりがあるのかないのかも含めて、まず実態をどのように把握をしているかということについてご答弁をお願い

したいと思います。

それから7番目、震災対策の推進事業です。概要で94ページに載ってます。ことは27年度で今の現計画が一応終了するということになりまますから、2年間かけてこの新しい後期計画を策定するということですが、代表質問でもいろいろ議論になりましたけども現計画の評価が非常に大事だと思うんです。この今の計画は平成20年から始まって27年までという計画になってました。間におおむね5年で見直しをなささいということになってますね。大体5年刻みとかになるんですけど、8年間の計画で一回、間におおむね5年ということ検証したということになってますね。

当時のこの計画によりますと、その実態を平成19年の時点では70%が耐震性があり、30%が耐震が不十分であるというふうなところからスタートするというので、最終目標は9割だということですね、27年度9割だということでした。ちょうど策定をされているときにこれほんまにできるんですかといういろいろ聞いたんですけど、担当の方も首をかしげながら上がそうなってますからということで、大阪府が同じこの計画があつて90%やからそれよりも低くすることはできへんのですというふうな話がありましたけども、そういうことも踏まえてこの現計画の推進はどうだったのかなというのがあります。

基本方針1、2、3とありまして、基本方針の1はまず意識の向上ですね、市民の意識を向上させて耐震に対する意識の向上をしてもら。それから2番目にはさまざまな阻害要因を解消していこう、施策を展開していくというのが2番目。3番目には年次目標をしっかりと守って、27年度末

には9割を目指すということになっていますが、できなかったのが当然後期計画へつなぐということになるんだらうと思いますけど、全部多分まだまだ評価ができていないのではないと思いますけども、できたときのことから振り返っていただいてそういうことを教訓として次期計画はつくられていくんだらうと思いますけども概略で結構です。次の計画の、今回のこの反省をどのように生かしていけるかということがやっぱり大事なかなというように思いますので、今話せるところで結構ですので少し総括的に言っていたきたいと思います。

それから8番目ですが道路灯の愛称の設定ということで、先ほど説明の中で予算書の146ページの道路橋梁総務費の中の報償費5万円、これは何やというと愛称の公募したときの選定委員さんの報酬やということでやっとなってきました。これ、第5次行革の中には50周年を記念して道路の名前を公募でするんだというふうに言われてるんですけど、この市長の市政運営基本方針にもないし、これ消えたんかなと思って心配してたんですけども今説明出てきましたから、これどういうことか少し詳しく説明していただきたいと思います。以上です。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後3時 3分 休憩)

(午後3時26分 再開)

○野原修委員長 再開します。

山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは藤浦委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

予算概要の88ページ、道路維持事業が増える内容ということを知りやすく

が、ただ、河川区域ということもありまして、河川管理者のほうも鬼怒川の洪水等のこともありますので、かなり条件が厳しくなるかと思えます。もちろん渇水時期からの施工という条件がつくと思えます。となりますと、10月半ば以降からの着手になりますので、工期的には年度末までかかるおそれがあります。

内容については、境川右岸側の、今バリケードで閉鎖しているところになるんですが、延長で175メートルぐらいで、その中で天端を自転車・歩行者道として3メートル、それ以外の法面については、地上げして天端高に整地して、その残りについては、公共施設の有効利用を図るために検討している中で、今河川と協議しているような内容でございます。以上でございます。

○野原修委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、藤浦委員の建築課の特定空家対策にかかわる内容、それから、耐震計画の更新にかかわる内容につきましてご質問頂戴いたしましたので、ご答弁させていただきたいと思えます。

まず、特定空家対策に関しましては、先ほどお示しをいたしました住宅土地統計調査の数値、これは推計値でございますが、実態とどのような状況になるのかというようなお問い合わせであったかと思えます。これは国の、総務省のほうで5年ごとに住宅土地の統計ということで、全戸数でございませぬ。国勢調査と同等の調査ではございませぬで、かなり何件かに1件というような割合でピックアップして無作為抽出の中で、そういう統計をされる住宅をピックアップいたしまして、それらを全国的に整理する中で出されてきた推計値でございます。ですので、世帯総数並びに住宅の戸

数、これらにつきましても当然ながら推計の域を出ないと。そこから差し引きで出てまいります空家の戸数、居住されていない住宅という形の内容になってまいります。この数字自体も国全体で820万戸というような形でマスメディアでもかなり大々的に取り上げられたきらいがございますが、これはあくまで賃貸用であったりだとか、売却用であったりだとか、その他別荘で用いられているような住宅等も含まれておる数字でございます。本市の住宅土地統計調査の5,800戸と申し上げておるんですが、そのうち適正に管理されていない空家として推計されますのは、その他の空家というような分類になってまいります。そちらのほうは、この統計調査でいきますと約1,280戸というのがおおよそ見えてきております。この数字自体もあくまで推計値の域を出ませぬ。なおかつ、そのうちの不良空家と、老朽化が甚だしく、腐ってきたりだとか、また汚れたり、壁が損じてるような状況、そういうような腐朽、汚損の住宅というものも、これ不良空家という形で出てきておるんですが、これが約400戸というような形で統計調査からは読み取れるような状況でございます。ただ、委員もおっしゃったとおり、これが本当に摂津市の中であるのかというお問い合わせだと思っておりますが、これについては、我々も何分、何も調査してない状況の中ではわからないとしか言いようがございませぬ。ただ、先ほど先般の代表質問の中で答弁ございましたが、やはり八〇何件あるうちの約50件相当が課題のある空家で問題が未解決になってるということは認識しておるところでございますが、ただ、この空家の特措法に関しましては、国レベルで、先ほども申し上げました

ガイドラインということで、この特定空家に承認する基準というものが結構厳しいものがございます。ですので、ふだん見かけて、長期不在されてる空家がすぐこの特定空家につながるものでは決してございません。先ほど弘委員にも申し上げた物的状況の判断基準、生活環境の影響度合いということで、4つの基準が大きな方向では示されております。ただ、基本的にはそれらが具体的に現地に行った人間の目で見ると、要は目視の確認による判断基準ということで、これ見るものによって判断が変わってくるおそれもございます。甘めに見ようと思えば全て特定空家につながりやすいというところもございますし、結構その辺の基準の内容が曖昧でありますことから、このあたりについては、やはり一定建築の専門家と、それからやはりごみの問題、それから窓ガラスが割れたり、玄関があいてたりとかいたしますと、ペットがそのまま居ついてネズミだとか猫だとかの繁殖先になってるおそれ、実際駆除対処されてる自治振興課からもいろいろ伺っておりますと、今現実、保健福祉課だとか、環境政策課だとかと協力、連携しながら、そのあたりは横断的に対応されてると、ごみ類が放火されやすい事案であれば消防署の方とも連携されたり、防犯上の話であれば警察だとか、地域の民生委員さんだとか、かなり多岐にわたるような内容にもなってまいります。その判断基準を用いて行政が判断していくという形になりますと、本市のやはり横断的、連携的な体制ももちろんさることながら、専門家の支援も必要になってまいります。そういったところから、そういう空家の実態把握、今現実、課題であるというところもあるんですが、そのあたりの実地を見ながら、真摯に

調査研究を実施いたしながら、行政のやれる範囲、できないところがやはりこの民法上であったりだとか、権利関係、特にこの相続事案で発生する場合は非常に多いということでございますので、そうした場合には、この法律自体も相続放棄、所有者不明等の事案に関しては、一定法律の限界点というものも国から示されております。そういったことで個人の財産、所有者がわかれば宛先にちゃんと善処してくださいと、適正な管理をお願いしますということで、善処していただければいいんですが、そうではない場合、所有者がなかなか見つからない、相続で相続人がもめておる場合、相続放棄されている場合、もろもろの問題がございます。そういった場合には、行政の組織だけでも解決ができない部分もございます。この法律の中で特に本市でも問題になりますのが、長屋の中、仮に3戸建て、4戸建ての長屋住宅の場合に、間に1戸でも空家があった場合に対応できるかといった問題がございますが、この法律はそのような長屋は対象にされておられません。ですので、法律としては当然不具合というか、全ての空家に対しては、この法律は万能ではございません。ですので、そういった法律の限界点ももちろん庁内の職員の中で情報を共有しながら意識、知識も涵養しながら、大阪府のほうにおきましても、大阪府内の市町村の連携で協議会というものの中で調査研究も行われていくということもお聞きいたしておりますので、その中でも本市としまして、先進で取り組まれている市も当然全国的にもございますので、そのあたりの調査研究を真摯に行ってまいりたいというふうに考えております。

次に耐震改修の計画の更新につきまして、現計画で今年度末、耐震化率といたし

まして、目標耐震化率90%というところで到達ができていないと。計画の中で基本方針で示されてる部分で中間検証等の話をいただいていたかと思いますが、この計画の更新に当たりまして、反省を踏まえてどのような考えていくのかというお問い合わせがあったかと思うんですが、耐震改修の計画の更新に当たりましては、19年度の時点での耐震化率、これが70%と、これもあくまで推計値でございますが、その数字で現計画は進めさせていただいたと。ただ、20年度から耐震補助の制度、耐震診断に関しましては19年度から制度は構築させていただいてるところでございますが、耐震改修の補助制度は20年度に構築をさせていただいて、ようやく計画の策定とあわせて、そういう形で個人さんの財産の耐震化に関しまして行政が手を差し伸べるような制度が、この計画ができることによりまして、国、府、それと地元自治体という中で、この三位一体で取り組むことができるようになったのがこの計画策定のおかげだというふうには認識いたしております。ただ、いかんせん、代表質問の中での答弁でも申し上げておりましたように、耐震診断に至るまで耐震診断に気づいていただけていないという状況。耐震診断に気づいていただけて、せっかくやっていたとしても耐震改修にはなかなか敷居、一段も二段も敷居が高いような状況。そういうところは原課の担当の窓口としても常々いたく反省しているところでございますが、なかなかこれは個人さんの財産を地域の安全、安心のために、これは公益性を図るという観点から助成を実施をしまいましたが、なかなかこれは個人さんの思いのところは十分くみ取れてないというところもございますので、そういった

ところ、27年度、ようやく現計画の中での検証ということで4、5年先にとということだったんですが、ちょっと最終年度にはなったんですが、検証という作業を今現在取り組ませていただけて精査させていただいているところでございます。昨年12月に市民アンケートというものも、これ昭和56年以前の建物の所有者に向けて、これは無作為抽出になるんですが、実施をさせていただいております。そういった対象をちょっと絞った中で市民アンケートを実施をさせていただいて、この今の現行計画の進め方、施策の展開のあり方、そういう部分について、ようやく検証する機会を得られたというところで、今現在精査を図っているところでございます。

28年度、来年度におきましては、それらの検証も踏まえまして、現計画の、やはり反省点、いろいろ議会でもご議論いただけてる内容、それと先ほど申し上げました耐震改修、なかなか高価で結びつかないというところの経済的な事情、それと高齢化の進行に伴いまして、なかなか心理的な側面も、その耐震改修を阻害している要因でもございますので、そういったところの部分でどういうことができるのかということに関しましては、来年度、有識者を交えまして懇談会というものも設置をいたしながら、この施策の有効性をいろいろ検証しながら新しい施策に結びつけていけるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

予算書の134ページのし尿処理費に

かかわるご質問で、まず1点目が、し尿収集運搬委託料についてでございます。28年度の当初予算としまして4,072万7,000円を計上させていただいている中身でございます。ご質問にありまして、26年度の決算の数字よりも約58万ほど多いという中身についてでございますが、委員もご承知のとおり、今現在、し尿の収集につきましては、一般家庭と事業所等のし尿を2台のバキューム車で収集、運搬しているところでございます。委託料に関しましては、主にこの車の維持費であったり、人件費部分の基本的な部分と、定期収集といたしまして、一般家庭に係る部分につきましては、収集の件数に応じて出してる部分がございます。それと事業所、仮設トイレ等の臨時的な収集等がございます。一般家庭の収集につきましては、年々件数は減少してきておるんですけども、臨時的に行ってる部分で、事業所と、特に近年多いのが仮設トイレの収集依頼が増えてるということで、それを考慮した中で今年度の予算、27年度と比べれば若干減ってるわけなんですけども、仮設トイレの部分がやや増加しているかなというようところで予算を計上させてもらってます。

次にし尿処理負担金、豊能町で処理してもらってる部分でございます。この金額の考え方でございます。処理量につきましては、先ほど申しましたとおり、一般家庭の分は減ってきておりますので、トータルでも若干減ってるのかと思うんですけど、この負担金の考え方なんですけど、豊能町の施設の維持管理費を豊能町と摂津市の処理量で按分して負担をしているという形になります。その関係でいいますと、処理量が減りますと、施設の維持費の単価がアップ

すると、維持費のトータルではほぼ毎年決まった額になっておりますので、処理量が減ると、減った分に係る分が増えてくるという形になりまして、その結果負担金が前年と同じ額で予算計上させていただいているというものでございます。

次に浄化槽汚泥の処理負担金、この分につきましては、浄化槽汚泥を茨木市の環境衛生センターのほうで処理をお願いしてる部分でございます。こちらのほうにつきましては、処理単価につきましては、ほぼ例年一定の額でお願いできております。これに若干ですけども、処理量が年々減ってはおりますが、トータルの額で見ますと、負担金を大きく減少できるほどの処理量の減には届いておりませんので、前年並みの負担金の額で計上させていただいたという中身でございます。よろしくお願ひします。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず最初のし尿運搬の委託料ですけども、若干減ってきているということですが、最近仮設トイレ、これは開発工事なんかに伴う仮設ですかね。工事現場なんか設置されてる。確かにこの開発審査会なんかを見てると結構工事が増えてきてるというのを実感するところなんですけど、そういうのを見込んでいるということですね。先ほどの補償料の数字から割り出すと27年度の減少は10件ということになりますかね。27年度で1件減った分を28年でするというようなことになるんだろうと思うんですけど、それを上回るような勢いでこの工事現場の汲み取りが、同じぐらいかわかりませんが同数見てるということですので、これは一時的なことでもあると思いますが、しっかり数字を追いかけていって、やっぱりカ

ウントダウンやないですけど、ここを減らしていくような思いで、これを減らしていくという。これは豊能町との約束でありますから、しっかり進めていただきたいと思うんです。

それから、もう一方の浄化槽汚泥のほうですけど、まだ余り進んでいないような感じを受けましたけども、浄化槽汚泥とし尿合わせて年間で200リットルを減らそうというのが目標やったですよ、確かね。だから、何とかこの200リットル年間で減らせるように、とにかく地道にやらんとしゃあないというのはあるかもわかりませんが、これはしっかりと進めていただきたいと思います。

その中では、例えば以前から提案していますような水洗便所改造助成金を一時的に、今5,000円ですよ、ずっと。これを10倍ぐらいにするとか、20倍ぐらいの値段にするとかということによって解消を減らすというようなことも考えられなくはないと思うんですけどね。それは効果があるということではないとあきませんし、また、この耐震改修、これなんかで、建て替えてもらうということが、この減らすということにもつながることもあります。新築に建て替えることによってね。とにかく知恵を絞って減らしていただくということで、これはまた聞きますから、しっかりと抑えてください。もうこのぐらいにしときます。

それから、3番目の交通安全啓発事業の関連で、条例の改正ですね。第2回定例会で改正をされるということでございますけども、できればもう一步踏み込んだことも盛り込めるのであれば、しっかり独自性を出して、先ほど出てましたけど、罰則規定の少し強化をするというようなことも

できたらいいのにと、私は思ってます。なおかつ、保険が、これも大阪府からやらなあかんかわかりませんが、保険に入ってるのか入ってないのかという表示はしないとわからないですよ。バイクなんかですと、ミニバイクだったら自賠責保険のシールを貼つとかないと、切れてるというのがすぐわかるんですけどね、こういうのを府下やったら府下で統一してそういうものを作成をして、保険会社も全部巻き込んで大阪府下ではこういうシールを発行してもらって、これを貼るんだということ、統一できへんのかということで、一遍大阪のほうへ提案をしてほしいなと思います。具体的にそのわかりやすいやり方というのをやっていくことが大事だと思いますので、これも要望としておきます。

それから、4番目の道路の補修事業ですが、道路が非常に、確かに悪いですね。摂津も結構悪いところが多いです。今までに何回か質問した中では、摂津市が認定している道路、それから、認定していない道路もありますね。大阪府位置指定道路というものです。こんなのも悪いところが結構多いです。これはなかなか難しいということでしたけれども、これは一つの課題として、今後取り組んでいただきたいと、お願いしておきたいと思います。

それから、表面上の話もそうですけれども、道路の下がどうなっているかという話もあります。何年前かに、トラックの前輪が落ちたというようなことがあって、それからいろいろと調査もされていると思うんですけども、実際にそういう調査する機械もありますね。超音波でずっと走らせて、中に空洞があるかどうかというのを調べるという。落ちて穴が開いて初めてわかるというのが空洞なので、そのときにはや

っぱり、運がよければそんなにけが人も出ないですけれども、運が悪かったら大きな被害になってしまうようなこともありますので、この地中の中の空洞検査については、どういう考え方をされているのか、ご答弁していただきたいと思います。

それから、5番目の境川沿いの堤防の整備です。実際の工事は道路管理課のほうへ移って担当になられたということで、これはこれまでいろいろ長い経緯がありまして、公園みどり課が所管をされていたときもありまして、ぜひともこれは市民の方も交えたワークショップなどを使って、後の管理体制ができるように、やり方を、それこそ、緑の基本計画に載っているような体制がつかれるようなことを考えてくださいねということで、随分言ってきましたけれども、アプローチはしていただいたようではございますけれども、実際はなかなかそこまで行かなかったようでございます。先ほど、別府の公園では、そういう教室を開いて、協働の体制をつくっていくというような話もありましたし、今回も、ここもできたらそういう形で、花壇なりいろんなものをつくられると思いますから、そういう管理体制で、協働で後々できるようなことも考えていただきたいと思うのですけれども、今まで何回かアプローチされたと聞いていますから、その辺のアプローチについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、特定空家については、大体、今、400軒くらいの不良空家があるというふうにおっしゃられました。やはり、特定をしないとあかんというのがまず前提だと思うのです。この家、この家、この家ということで、やっぱりそれぞれそこには人が住んではって、何らかの迷惑を被っていることがあって、これは窓口が自治振興

課になっていますから、木が伸びていたら自治振興課へ行ったら、自治振興課が持ち主を調べて、管理している人に手紙を書いてくれます。それで、意識がある場合はそれで剪定をしてくれるとか、ごみを片づけてくれるということになってはいますが、反応してくれない場合は、もうどうにもできないということになりますね、先ほどおっしゃられていましたけど。ひどい場合は、もう相続者がいないとか、放棄されてしまっている状態で、これはもう手に負えないというようなことになります。

先進市の寝屋川市がそういうことをやってはったので、実は、昨年一回おうかがいしたことがあるんですけど、なかなか最終そうになっているものについては、行政としてはそんなに手をつけられることは実際のところは難しんだという話でした。

結局、その手の専門家といいますか、民間の方になりますけれども、そういう不動産管理の人とか、そういう人らが入ると、持ち主を調べて、そういう権利の関係でややこしいのを何とか整理して、分譲とかいう形になりますけど、そういう話に持って行って解決するというケースもよくあるんだということで、現に、もうそういうのを仕事として、コンサルタントとしてやっている方なんかにもお会いしたことがあります。私は空家専門でやってますと、こんなことをやってる人もいましたけど、先ほど専門家としっかり協議するという中には、そういう宅建業界の関連のような人たちも専門家としてはありじゃないかなと僕は思うんです。餅は餅屋で、そういうふうにして売却をしていく方向に持っていかれると思うのですけれども、それも一つの解決だと思う。

とにかく、それがなくなって、新しく建

て替わって持ち主が変わっていけば、これも解決の一つだと思うんですけども、こういう柔軟な対応の仕方については、担当課としてどういうふうに考えておられるのかを聞きたいと思います。

それから、代表質問でも言われていましたけれども、今回、国土交通省から空家に対しての賃貸住宅として活用するような子育て世帯や高齢者などが割安な賃料で入居できるための制度設計について、これから検討していくというようなことがありましたけれども、老朽化してもうつぶれそうな空家は、もうとてもじゃないですけども、そんなのは無理ですけども、こういうのも一つの、これからしっかりと注目をして研究をしていかなければいけないということだと思います。

ということで、ちょっと今、専門家という観点から、ご答弁をお願いしたいと思います。

7番目に、震災対策事業ですけども、ことしフェアをされましたけれども、27年度から、例えば、潰してしまうときに耐震診断をして、これは耐震が必要だと。耐震改修も大変だから、もう潰してしましますわと言ったときには、40万円の補償金が出ますという制度が創設されているんです。

私はうっかりしてしまして、このフェアに行くまでなかなか知りませんでした。私だけかも知れませんが、その周知方法とかは十分だったのかなというのが非常に思うところもありまして、もっと積極的な周知ができたのではないかと。そのようなこともありますし、建て替えというのも一つの大きな耐震化のアイテムだと思うのです。建て替えて新しい建物にすれば、もうこれは耐震が大丈夫なので。ある

意味では大きなチャンスなのかもしれないです。マイナス金利になりましたし、来年4月から消費税が10%ということで、言えば、建て替えるなら今だ。しかも、40万円の解体費用が出るということで、ある意味ではチャンスなのかも知れません。そういうことも踏まえて、さらに推進をしていく、周知をしていくということについて、これからの考え方について、ご答弁いただきたいと思います。

それから、8番目の道路の愛称ですけども、これはどこの道路ですか。そのことについて、2回目、お願いします。

○野原修委員長 答弁を求めます。寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、2回目の藤浦委員の質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

まず、特定空家対策に関しまして、専門家の支援というところの観点というところでの問いであったかと思えます。

専門家にもいろいろいらっしゃるということは承知をいたしております。現在、国のほうにおきましても、今までは、景気対策で住宅をどんどんつくれというような施策であったかと思うのですが、全国的にやはり少子高齢化に伴って人口減少という中では、どんどんつくっていきますと、当然ながらそこにお住まいになられる方が少なくなってくるということで、おうちが余ってくると、これがいわゆる空家というような話にもなっています。

日本の中ではそういうような形で、現在ある建物、建ててしまうと20年後には財産価値を失って、土地だけだということの金融機関の貸し付けであったりとか、国自体もそういう考えのもとでやってきておるような状況なのですが、昨今、

国のほうも、やはり中古住宅の流通促進をもう少し図っていかうというような動きになってまいりました。これは欧米諸国では当然行われているような形で、資産価値を適切に検証していくと、インスペクションというところで、建物の現在価値をきちんと把握して、中古住宅の流通の、そういう市場のほう、マーケティングに任せていくような形にはなるのですが、値づけをして、きちんと動かしていくと。そういうことによって、住宅の流通がスムーズにいくであろうというところの国の動きがございいます。

そういう中で、地元の不動産業者さんとかのお話をお聞きいたしますと、やはりそういう動きは確実に市内の事業者さんのほうにも伝わってきている状況もお聞きいたしております。ですので、そういう内容が、やはりこの特定空家の対策を進めて行く上では、委員がおっしゃっているとおりだと、我々も認識いたしておりますので、今後、この調査研究を進めていく中で、不動産事業者さん、宅建事業者さんであったりだとか、あと、法律であったりだとか、権利関係の専門家の方もいらっしゃると思いますので、そのあたりと適切にご支援もいただきながら、我々行政だけではやはり限界点もございいますので、そういうような取り組み支援の枠組みみたいな、主軸みたいなものをいろいろ検証してまいりたいというふうに考えております。

次に、耐震改修計画の中で、補助金で、除却の40万円の補助、これは27年度から補助という形でさせていただいたところとございまして、なかなか周知が徹底されていないということで、お叱りも頂戴しているところとございいますが、これは委員がおっしゃっているとおりでございいます。

耐震化率を高めていくに当たりましては、今の現状の建物を一棟という形での現況の壁を補強したりだとか、柱周りを補強したりだとかいうようなこともできるのですが、もう現状、建物、居ずまいのライフスタイルが変わってきておりますので、やはりそこに建物を更地化をいたしまして、新しく建て替えしていただくということも非常に大事なことであろうということで、我々も27年度からの取り組みとして、新たに除却費用の40万円補助というものを設けさせていただいたところとございいます。

通常、木造の戸建ての2階建ての住宅であれば、150万円から200万円程度で建物の解体は行えるものというふうに推測いたしますので、それに対しての40万円というのは非常に大きな要素であろうかというふうに考えております。ですので、今後は、先ほどおっしゃっていただいていた市民フォーラムだけではなくに、あらゆる機会、情報の媒介等を通じまして、ホームページでも当然そうなのですが、広報、周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、藤浦委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

路面の空洞調査ということでございましたけれども、先進的に他市でされていることも見受けられます。また、空洞が見つかった後で周辺を探查されたというような事例もあると伺っております。また、調査におきまして、業者さんの制度だとか基準といったところがまだ確立していないとか、基準がまだ確定していない中で

されていますので、そういうふうな状況も見た中で進めるべきものかなと思っております。

ただ、空洞が起きます原因といたしまして、地下埋設物、ライフラインによる原因がかなり占めておりますので、まずはそういう道路を占有されている方に路面の確認、それによって影響がないかという占有に対する指導も行っていますし、私どももパトロールをした中での状況もしております。また、25年には路面性状調査などもしております、その状況を見た中で、今後の課題として進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、道路愛称はどの路線だというお問い合わせでございましたけれども、まだどの路線にするかという決定にまでは至っておりませんので、幹線道路などというような表現をされていますので、他市の状況を見ますと、都市計画道路などで、市内の幹線道路で整備が進んでいるところ、沿道の状況を勘案して決められていることが多いというふうに伺っておりますので、今後、路線を決定していくことになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○野原修委員長 竹下課長。

○竹下公園みどり課長 藤浦委員の2回目の質問に対してご答弁申し上げます。

境川のちょうど右岸側、グランドハイツの横の、長きにわたり閉鎖状況がございます。ことの発端は、あそこを職員手弁当で整備できないかというところから入っていきまして、また、具体的には、グランドハイツの自治会の会長さんのほうへお話に行った経緯もございます。いろいろな中で、予算もありますし、なかなか手がつけられなかったと。また開放するにも柵が基

準値に達していないというのがございまして、我々としては苦慮している中で、ようやく道路交通のほうで整備をやっていただけになりました。それから、昨年3月の代表質問の3回目でも都市整備部長のほうから答弁させてもらったように、境川の歩道部分、3メートルほどの部分外の部分については、駐輪場スペースを設けられるというふうに聞いております。その残りの部分については、対岸でまさに花壇活動をやっている緑化推進連絡会の方で管理をされており、そういう方とまた連携を図りながら、駐輪場以外のスペースについて、花壇へ取り込めないかなと考えております。

それから、別府の活動の件なのですが、これは地域の苗圃というのを目指しております、ある一定の空間が必要であるということでもございますので、何分、河川への堤防でございますので、なかなかそういったスペースはないのかな。ですので、地域とともに花壇活動をしてまいりたいと、検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もうこれで最後にさせていただきます。

4番目の、道路の地下の調査も含めて、今後しっかり検討していただいて、安全・安心、これは当然表面もそうですけれども、地中であっても安全・安心、これを大事にいただいて、地下の空洞などの調査についても、ぜひとも検討いただきたいということでございます。

それから、境川の堤防の整備ですが、別府で苗圃というのはわかっているのですが、協働というスタイルをつくろうという

(午後4時17分 散会)

ことでの引用をさせていただいたので、ここでもやはり市民との協働というのを媒体に考えていただきたいなという思いでおりますので、工事はまだこれからということになりますから、ぜひともそういうことも検討した上で、これは担当課が竹下さんのところではないのかもしれませんが、もう違うところになるかもしれないけれども、それは乗りかかった船だし、ずっと携わってきたことなので、そういうことも踏まえて、しっかりとお願いしたいと思います。最後まで仕上げさせていただきたいという思いで、お願いいたします。

それから、空家の対策ですが、大変丁寧な答弁をしていただいて恐縮いたしますが、とにかく、実効性のある空家の対策をお願いしたいと思います。これからどんどん、そういう意味では増えてくると思いますので、しっかりお願いします。

そして、7番目の震災対策のつくりかえということで、また時期計画ですけれども、1期計画をしっかり検証した上で、本当に今度は皆がよっしゃというモチベーションで取りかかれる、そういう計画にさせていただきたいと思います。上がどんな計画になるか知りませんが、また上部計画に基づいてということの縛りが入るのかもわかりませんが、どうか、積極的な皆さんの思いを集めていただいた計画にさせていただいて、そして、一日も早い耐震90%の、今度100%になるかわかりませんが、安全・安心、地震に強い設置を、構築を目指して頑張ってくださいますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○野原修委員長 ほかにないですか。

以上で、質疑を終わります。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野原 修

建設常任委員 藤浦 雅彦